

令和3年度（2021年度） 第3回 特別史跡熊本城跡保存活用委員会

次 第

令和4年（2022年）3月29日（火）14時00分～
熊本市教育センター4階大研修室

- 1 開会
- 2 前回委員会の主な意見 資料1
- 3 議題（諮問・報告）
 - ① 諮問
 - 1) 「熊本城みどり保存管理計画」について 資料2
 - ② 報告
 - 1) 熊本城復旧取組状況について 資料3
 - 2) 熊本城特別公開の実施状況等について 資料4
- 4 その他
 - ・ 史跡整備に伴うNHK跡地の発掘調査について（現地視察の説明）
 - ・ 委員会の事前説明について
- 5 事務連絡
- 6 閉会
- 7 NHK跡地の現地視察（希望者） 現地視察資料

令和3年度（2021年度） 第2回 特別史跡熊本城跡保存活用委員会 主な意見

■日時 令和3年（2021）11月29日（火）14：00～16：15

■場所 熊本市役所別館駐輪場8階会議室

■出席者 伊東（龍）委員長・伊東（麗）委員・小畑委員・河島委員・小堀委員・坂本委員・西嶋委員・服部委員・廣瀬委員・毛利委員・山尾委員 計11名

※森崎委員、山田委員は欠席

【前回委員会の主な意見】

委員	委員意見	当日の回答	対応
	発言なし		

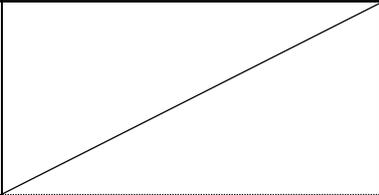
【議題】（諮問・報告）

1) 史跡整備に伴うNHK跡地の発掘調査について

委員	委員意見	当日の回答	対応
西嶋	文化財保護委員会にも諮るのか。 トレンチ配置の妥当性は、保存活用委員会に与えられた使命からすると専門性が非常に高い内容である。 どういう委員に諮問すべきかを市で整理してこの委員会に諮っているのか。	文化財保護委員会でご意見をいただいたうえで、国に現状変更申請をしたいと考えている。 専門的な部分はあるが、調査成果が今後の整備につながっていくため、千葉城の性格や調査について皆様にお伝えしてご意見を賜りたい。	文化財保護委員会（令和4年1月19日開催）にて報告、承認。
	今回は調査についてだが、他の事に関しては諮問や審議など、我々に諮る課題はないのか。	調査以外の事柄に関しては、調査成果を踏まえて次回以降議論していただきたい。	
毛利	前回NHK跡地を見学した際にも、今回提示されたような調査計画案やトレンチ配置図などの図面があればよかった。		
小畑	再度の調査や追加調査の機会や予算はあるのか。	今回の調査は史跡整備の前段の本質的価値を確認するための遺構確認調査であるが、調査成果に応じて面的な発掘調査等が必要になる場合もある。	
	必要があれば追加調査することが前提だが、遺構面を壊さないようにしつつ史跡の価値を最大限得るといふことであれば、このトレンチ案は妥当だろう。		

	面的に調査範囲を広げたとしても難しい確認作業になると思うが、十分な体制を整え、時間をかけて慎重に行っていただきたい。		
西嶋	普通の委員はトレンチ調査と全面調査の違いがわからない。両者の違いを説明してほしい。	<p>小規模かつ溝状に調査区を設定し、土地を部分的に調査することを一般的にトレンチ調査という。</p> <p>全面発掘とは広い範囲を掘削して遺構の全体像を明らかにするものを意味する。</p> <p>今回は部分的な遺構の確認となるのでトレンチ調査という言葉を使用している。</p>	
	調査期間中だけでなく、調査終了後成果をまとめたものを市民に提示してから活用の議論に入っていく必要があると思う。		
伊東 (龍) 委員長	なぜ全面調査にしないのか。	<p>史跡に指定された場合、基本は現状維持で後世に引き継ぐことが前提となる。ただし、文化財としての価値を高めるため調査は認められており、その際は最小限の掘削で最大限の成果を出すというのがまずは必要となるため、トレンチ調査を実施する。</p> <p>トレンチ調査成果に基づいて具体的な整備方針の検討に入り、遺構表示や復元など実際に整備していくことになった際に、全面発掘という流れになる。</p>	
	調査期間中に説明会・視察を行うということだが、調査後の市民への普及啓発は何か考えているのか？	調査終了後の普及啓発は当然のこととして、加えて速報的な普及啓発の意味で調査期間中と書いた。	

2) 「熊本城みどり保存管理計画」について

委員	委員意見	当日の回答	対応
西嶋	<p>植樹記録がわかったということは、これらの植樹を市が許可してきたという理解で良いか。</p> <p>遺構影響木を全て撤去した場合、長堀の内側などは殆ど桜がなくなり市民が馴染みのある景観が大きく変わってしまうため、このような資料も市民に提示し丁寧に説明していく必要がある。</p>	<p>植樹記録は現状変更許可書等から作成している。基本的には(国の)許可を受けて植樹してきたと認識している。</p>	
毛利	<p>藤崎台の大クスノキ群に加え、第一高校、護国神社、県立美術館、清爽園、古城堀端の樹木についての説明がなかった。資料3-3の管理区域外なので議論から外したということか。</p> <p>熊本市が国から無償で譲り受けた熊本城公園を管理するのであれば、藤崎台の大クスノキ群についても管理を委託している熊本県と一緒に今回の報告に加えておくべきだったと思う。</p> <p>特別史跡区域内だけが熊本城ではない。市民は城域全体を熊本城だと認識しているので、管理区域以外は管理しないという表現はどうかと思う。</p> <p>委員会として対応できないのであれば、早急に熊本県や護国神社など関係者を集めて「みどり保存管理計画」に準じて管理するという報告が欲しかった。</p>	<p>計画は基本的に熊本市の管理区域に限定して策定しているが、天然記念物であるクスノキ群については計画の中で紹介させていただきたい。具体的にどのような表現をするかについては現段階では明確な回答ができない。</p> <p>都市公園を含めた城域については、事務所以外の管理者の皆様への説明方法を検討したい。そのうえで計画の中にどのような形で管理方法についてまとめることができるか整理していきたい。</p> <p>それぞれの場所の管理者には、古樹についての管理手法、危険木の対応についてなど「みどり保存管理計画」の手法を各管理者に説明し、可能であれば計画に準じた管理をお願いしたい。</p>	<p>○第3回委員会(本日)の中で説明</p>
河島	<p>樹木の剪定により、城郭が見えるようになった。</p> <p>植樹当時は城郭の外から見た際の景観を意識していなかったのだろうが、城が見えた方が良いと思うので、城を遮る樹木も撤去して良いと思う。</p>		<p>○第3回委員会(本日)の中で説明</p>

	<p>危険木撤去後の景観はどうなるのか。写真を加工してわかりやすくした資料も示してほしい。</p>		
小堀	<p>樹木により城が見えないということは私も同意見。</p> <p>基本的には本来の熊本城の景観に戻していくべきだと思うが、市民が慣れ親しんでいる現在の熊本城の景色があるので、あまり拙速に進めてしまうと反発や軋轢が生じてしまうのではないかな。</p> <p>安全面だけでなく、観光客の緑陰効果といった観点からも徐々に様子を見ながら伐採を進めてほしい。</p>		○第3回委員会（本日）の中で説明
服部	<p>遺構影響木についてだが、樹木は大風で上の部分だけでなく根も動くので、石垣まで根が張っている樹木は全て遺構影響木になるのではないかな。</p> <p>城にとって必要な樹木だけ残し管理するという在り方が江戸時代の城の姿ではないかな。</p>		○第3回委員会（本日）の中で説明
山尾	<p>P33・34（資料3-3-4・資料3-3-5）の遺構影響木の本数の計算を間違っていないか。石垣影響木265本と歴史的建造物影響木31本を足すと296本になると思うが、資料では294本とされている。</p>	単純な計算間違い。	<p>修正いたしました（HPにも掲載）。</p> <ul style="list-style-type: none"> 遺構影響木撤去本数（誤）294本→（正）296本 樹木最終本数（誤）2,307本→（正）2,305本
	<p>樹木がどこにどのように影響しているのかももう少し検討して、撤去する順位付けを行う必要がある。詳細な分析をして分かりやすく撤去の理由を説明して欲しい。</p> <p>また、撤去だけではなく最も適した環境を維持するために植樹も必要となってくる。管理計画の中にどのように植樹を検討していくかを盛り込んでほしい。</p>		○第3回委員会（本日）の中で説明
	<p>アンケート結果には、できれば対象者の内訳を示してほしい。</p>		○第3回委員会（本日）の中で説明

伊 東 (麗)	遺構影響木とはどのような基準で判断されているのか。	遺構影響木の判定は、根の張り方などは樹種によって異なり、樹木医で街路樹診断士の資格を持つ方々に、一本一本判断していただいている。 建物への影響は、建物との距離と樹木の高さによって判断している。	○第3回委員会（本日）の中で説明
	危険木の伐採後、約300本の切り株は安全面・景観に悪影響を生じさせる可能性があり、完全には枯れずにひこばえが出てくることも考えられる。モニタリングも必要になる。切り株が切れない所はできるだけ地際で切るといった工夫が必要だ。(切り株の取り扱いについて)どのように考えているのか知りたい。	切り株の取り扱いについては、特別史跡内であり、掘削できる範囲が限定されるため、今後検討していく。	/
廣瀬	樹木は徐々に伐採して、城が見えるようにしてほしい。		○第3回委員会（本日）の中で説明
	桜町からみた景観の写真を見ると天守閣が樹木で隠れてしまっている。樹木を伐採した方が城の場所が一目瞭然になり、観光客が熊本城を訪れてみたいと思うかもしれない。問題がなければ伐採をお願いしたい。	桜町から天守閣を見た写真ではクスノキがかなり成長しているが、これは樹齢800年の大クスノキであり、古樹として扱われている。伐採ではなく剪定という形で大きさを小さくすることが可能かと思うので、この点は古樹であることも踏まえて今後検討をする。	○第3回委員会（本日）の中で説明
	加藤神社裏にある清正公お手植えのイチヨウは危険木判定なので、伐採なのか。残せる検討をお願いします。	加藤神社裏のイチヨウは大枝が落ちそうな状態であったため、昨年度文化財保護委員会で諮り、枝を落す応急措置を行なった。樹木医の指示を受け、ひこばえを育成する方向で状況を見守る。	/

	<p>加藤清正公の指示で栗・柿・梨を植樹した記録があるが、それらを植樹できないか。</p>	<p>昭和 20 年代から現状変更申請が提出され、国の許可のもと植樹等が行なわれていたという経緯がある。</p> <p>史跡の取り扱い上、一般的には昭和 50 年代以降、文化庁より史跡の保存管理計画（現：保存活用計画）を作るように指導があり、史跡の取り扱いに関する計画が策定された。</p> <p>植樹に関しては保存活用計画とそれに基づいた整備基本計画を策定したうえで、面的な整備を行う必要がある。熊本城跡では平成 30 年 3 月に保存活用計画と復旧基本計画を策定している。</p> <p>今は熊本地震から復旧中であり、復旧完了後に整備基本計画を策定するという流れになるだろう。その中に具体的にどこに植栽ができるのか、歴史的な観点からどういった整備ができるのかという文言を盛り込んでいく必要がある。</p>	
西嶋	<p>説明で整備基本計画と言われていたが、「みどりの整備基本計画」というものを策定するのか。</p>	<p>整備基本計画とは樹木そのもの話ではない。熊本城全体の話である。建物を復元したり、遺構の平面表示をしたりする流れの中に植栽も入ってくる。</p>	
伊東 (龍) 委員長	<p>「熊本城みどり保存管理計画」は来年の策定を目指しているのか。</p>	<p>今日の資料に整備基本計画について記載がないため、こういった形で提示するか内部で検討し、次回委員会で示すか追加資料で配布するか決定する。</p> <p>前回委員会で示したスケジュールの通り、来年 6 月の策定を目指して進めてきた。</p> <p>前回・今回の委員会で多くの意見をいただいているため、整理して次回委員会で全体のスケジュールを見直したものを示したい。</p> <p>ただし危険樹木については、早めに対処しなければならないため、来年度</p>	<p>○第 3 回委員会（本日）の中で説明</p> <p>○第 3 回委員会（本日）の中で説明</p>

		から優先的に撤去することをご了承 いただきたい。	
西嶋	<p>城域は特別史跡だけでなく都市公園にも指定されている。都市公園の範囲が示された資料はあるか。藤崎台周辺は全て都市公園の範囲内にあたる。緑の問題に関しては、都市公園に係る課にこの委員会に来ていただいて、連携しながら対応してもらいたい。</p> <p>「みどり保存管理計画」は横断的なテーマであるため、庁内の関係課との連絡会議などを組成して市民に回答できるようにしてもらいたい。横断的に説明しないと、市民の理解は得られない。一部が反対すると全体が進まなくなるといった状況が想像できるので、緑の問題に関しては認識を改めて取り組んでもらいたい。</p>	<p>熊本城だけで対応するのは大変難しい問題であり、まずは都市公園を含めた城域について、事務所以外の管理者への説明方法を検討する。そのうえで計画の中にどのような形で管理方法についてまとめることができるか整理していきたい。</p>	○第3回委員会（本日）の中で説明

3) 令和3年度熊本城復旧・整備状況について

委員	委員意見	当日の回答	対応
廣瀬	<p>城彩苑から登っていく階段は総合事務所の管轄であるのか。階段の縁が欠けているので、安全対策工事をしていただきたい。</p> <p>同じく城彩苑は総合事務所の管理ではないのか。冬は霜の影響でデッキを通ることができないので、可能なら対応してもらいたい、管轄が違うのであれば良い。</p>	<p>城彩苑は熊本城総合事務所の管轄外のため、回答不能。</p>	/
西嶋	<p>復旧整備の進捗はどうなっているのか。復旧基本計画と照らし合わせると現在はどのような状況なのか。予定通りなのか遅れているのかによって、経済活動にも影響が生じるので確認させていただきたい。</p>	<p>再来年からは中期計画に入っていく。現段階では復旧基本計画から大きく外れることなく進んでいる。</p> <p>来年度復旧基本計画の見直しをするので、この5年間の検証とスケジュールの整理を今後していく。</p>	

河島	行幸坂は工事が終わっているのか。まだ人は歩いて上がれない状態なのか。車両の通行はまだ不可能なのか。	行幸坂の堀側は、安全対策を行なった。11月1日から歩道の通行が可能になったが、下りのみの運用としている。歩道以外の部分は工事車両専用として運用している。復旧工事が完了するまで一般車両の通行は難しい。	
小堀	不開門は北東櫓群に含まれるのか。	不開門は北東櫓群に含まれない。櫓の解体と安全対策は終了しているが、それ以降は未着手の状態。	

【その他】

委員	委員意見	当日の回答	対応
廣瀬	資料1のSNS発信について。熊本城の文字が小さく、足元に置かれている。	プレートと順路については、検討していく。	
	天守閣内の順路がわからない。順路の矢印はあるが、混雑時には見えなくなるので可能であれば高い位置に置いてほしい。		
	券売所について。わくわく座や博物館との共通券があるが、それぞれの売り上げの割合はどの位なのか。	10月末現在でわくわく座との2館共通券が25.5%。博物館の3館共通券が1.9%である。	
	券売所の接遇を改善してほしい。 共通券の各館の場所や距離などを確認できる資料が欲しい。	接遇については徹底するように総合事務所側から業者に指導する。 利用しやすく市民にわかりやすい施設になるように努める。	

「熊本城みどり保存管理計画」の策定に向けて

今回の諮問・報告内容

①整備計画との関係（補植に関連して） <報告>

②遺構保護 遺構影響木の対応方針（案）

③景観に関する検討（案）

④古樹の保護育成（案）

⑤サクラの保護育成（案）

⑥アンケートの結果報告 <報告>

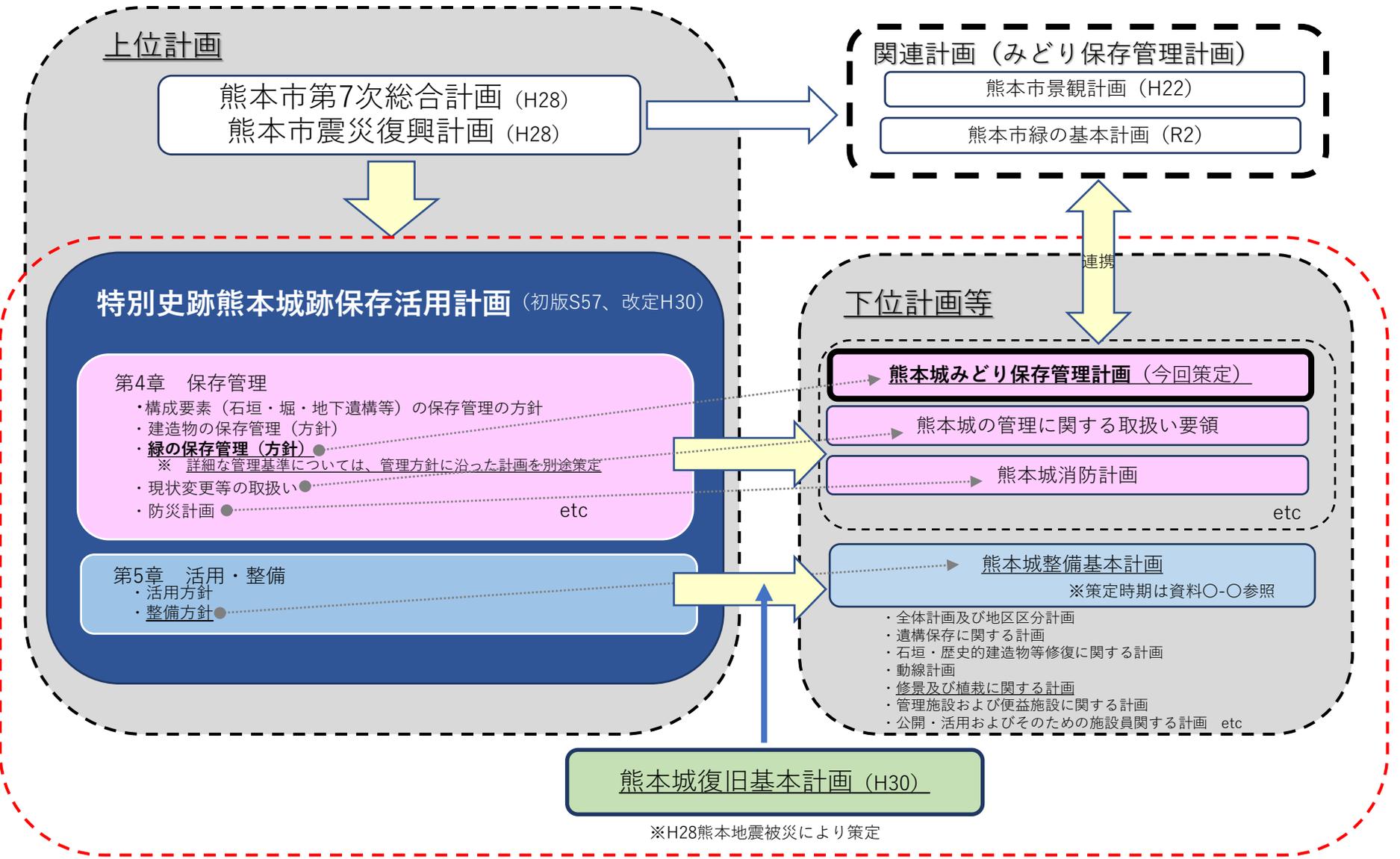
⑦計画の策定スケジュール（再提示） <報告>

<諮問>

①整備計画との関係 (補植に関連して)

前回委員会にて新規植栽の可能性に関する意見等あり。
これに対して植栽計画は本来「整備基本計画」に位置付けて実施
となることに関する説明資料。

熊本城みどり保存管理計画の位置づけ
○上位・関連計画等



○熊本地震被災に伴う熊本城関連計画策定スケジュール変更について

<被災前のスケジュール（予定）>

	H27年度 以前	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	2018～2037年度				2038年度以降
				H30年度 (2018)	R1年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	
特別史跡熊本城跡		計画策定 (S57保存管理計画改訂) ★		保存活用計画				
活用・整備			整備基本計画策定 (H9復元整備計画改訂含む) ★	整備基本計画（修景及び植生含む）				

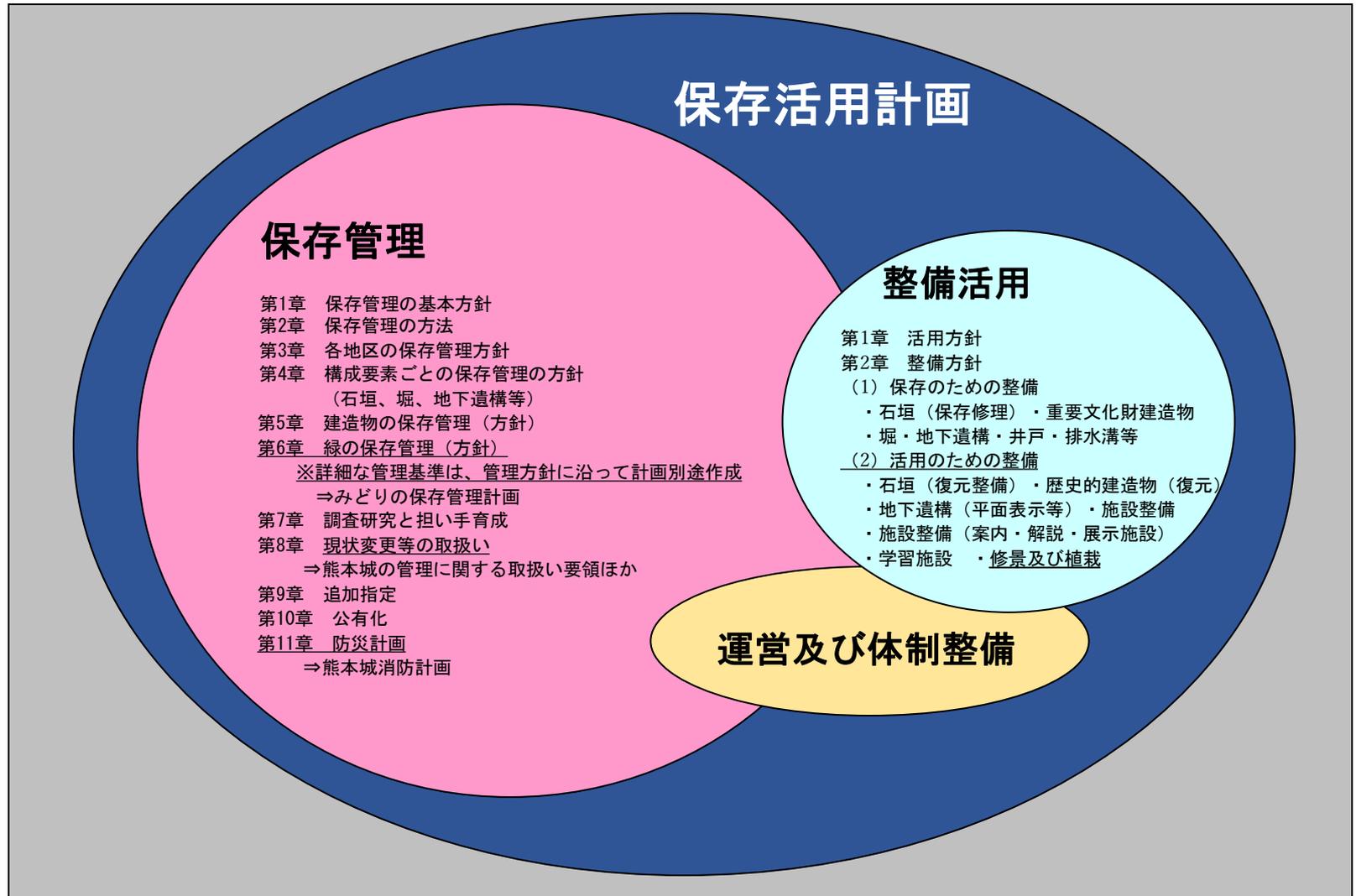


<被災後のスケジュール（予定）>

	H27年度 以前	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	2018～2037年度				2038年度以降
				H30年度 (2018)	R1年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	
特別史跡熊本城跡		計画策定 (S57保存管理計画改訂)		保存活用計画				
保存管理 (樹木関連)			熊本地震による被害 を含めて策定へ	樹木調査・管理基準策定			熊本城みどり保存管理計画	
活用・整備		熊本城復旧基本方針 計画策定 ★		熊本城復旧基本計画				整備基本計画策定 (復元整備計画改訂 ・千葉城地区含む) ★
うち千葉城地区 (令和元年追加指定)				基本構想	JT跡地取得	NHK跡地取得	整備基本計画（千葉城地区のみ）	

①整備計画との関係 (補植に関連して)

史跡保存活用計画の概念図について (文化庁監修『史跡整備の手引き』より)



②遺構保護 遺構影響木の対応方針（案）

前回（11月）委員会への提示内容のご意見

委員のご意見

（遺構影響木を全て撤去する案に対して）

・長堀の内側などは桜が無くなり、市民のなじみの景観が大きく変わってしまうため、市民に提示し丁寧な説明が必要。

・城が見えた方が良いので、城を遮る樹木は撤去した方が良い。撤去後の景観はどうなるのか写真を加工して分かりやすく提示してほしい。

・基本的には本来の熊本城の景観に戻していくべきだが、拙速に進めると反発や軋轢が生じる。緑陰効果等も勘案しながら様子を見ながら徐々に進めて欲しい。

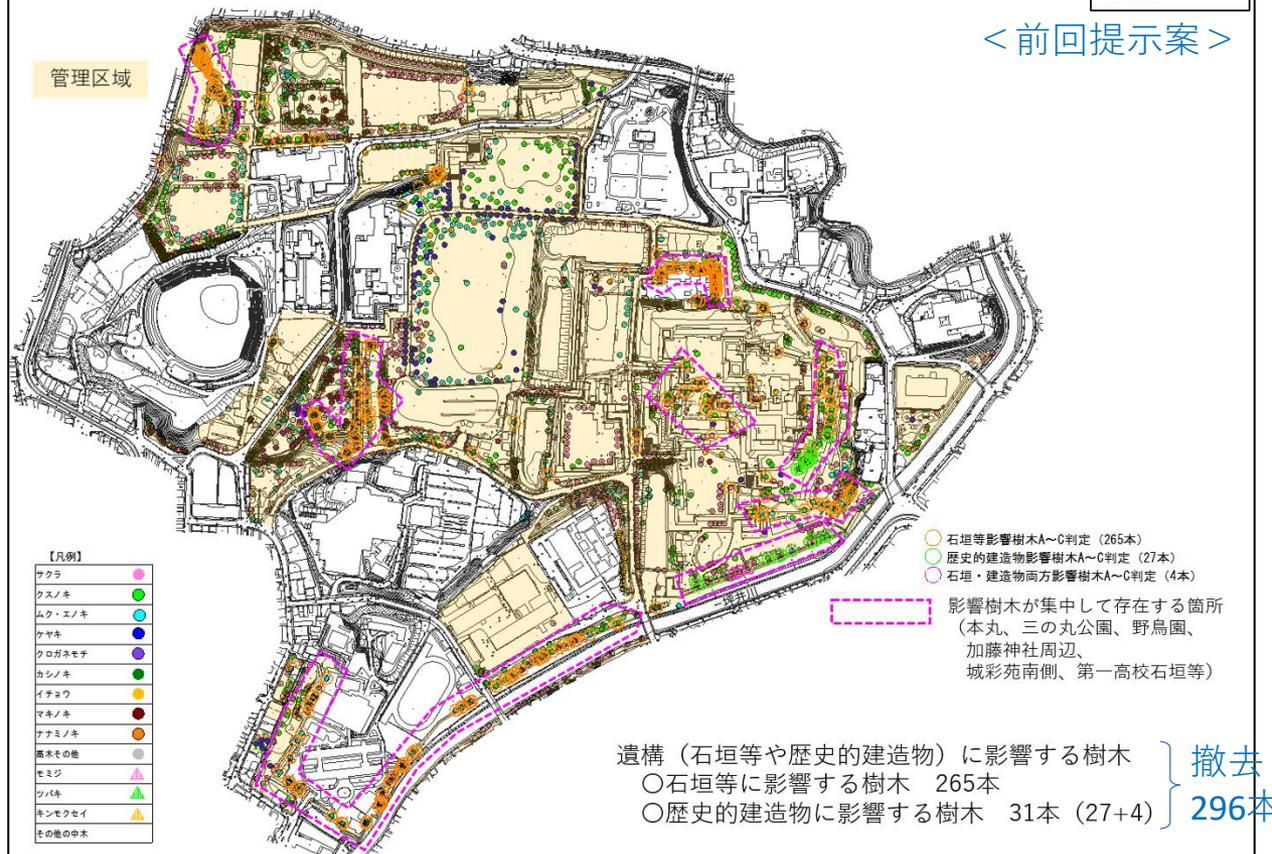
・石垣の内部に根が張っている樹木は全て遺構影響木と考えると、必要な樹木のみ残り管理するというあり方が江戸時代の城の姿ではないか。

・樹木が遺構のどこにどう影響しているか、もう少し検討して撤去する順位付けを行う必要がある。詳細な分析をして分かりやすく撤去の理由を説明してほしい。

遺構影響樹木 位置図

資料3-3-4

< 前回提示案 >



（意見まとめ）

- ・ 遺構保護のための樹木撤去の必要性は認める。
- ・ 撤去の量や進める速さについては調整が必要。
- ・ 撤去する理由を明確にし、市民にも分かりやすい形を提示すること。

②遺構保護 遺構影響木の対応方針（案） 委員会意見を踏まえ再検討を行う

【定義】 遺構影響木とは・・・重要文化財建造物・石垣・建物遺構（礎石等）・切岸等に影響を与えている樹木、影響を及ぼす可能性がある樹木。長雨・台風・強風時の倒木・落枝や樹木の根の成長による遺構の破損、変状等が想定される。

【対応優先度】

遺構影響木に対しては、遺構の種類と樹木の位置関係から優先順位（右表）をつけ対応を行っていく。

高い ↑ ↓ 低い	①	重要文化財建造物等に影響する樹木	}	近世（西南戦争直前までの）石垣
	②	本質的価値そのものの石垣面上の樹木		
	③	天端上の樹木および天端石に影響を与える樹木		
	④	基底部に影響を与える可能性の高い樹木		
	⑤	建物遺構（礎石等）に影響を与えている樹木	}	近現代の石垣
	⑥	切岸（いわゆる崖）面の樹木		
	⑦	天端の樹木		
	⑧	本質的価値を補助する石垣面上の樹木		
	⑨	天端上の樹木および天端石に影響を与える樹木		
	⑩	基底部に影響を与える可能性の高い樹木		

【樹木点検の実施（R2年度）】

- ・重要文化財建造物等に影響を与えている樹木（優先順位①）
 建造物と樹木の離隔（※）、建造物への樹木の影響が認められるもの
 （※）重要文化財建造物等に樹冠が被る樹木、重要文化財建造物等から樹木幹部分までの離隔が樹高以下の樹木



文化財建造物上の枝がかり・枝折れ、また、倒伏時には建造物に被害が生じる

・危険木撤去で倒木による被害は防げる。
 ・それ以外は**枝葉部分**を管理すれば、被害は防げる。
 →**剪定**の必要

- ・石垣・露出遺構（礎石・溝等）に影響を与えている樹木（優先順位②③④⑤⑧⑨⑩）
 石垣、露出遺構（礎石・溝等）の周辺樹木でその影響が認められるもの



根が石垣を圧迫・変形させている
 今後も樹木が成長すると根系部が石垣を損傷させる（石垣の変状、崩落等）可能性がある

・危険木撤去で倒木の被害は防げる。
 ・それ以外の健全木は根系部が遺構に影響を及ぼす。
 →**樹木撤去**の必要

②遺構保護 遺構影響木の対応方針（案）

重要文化財建造物等に影響する樹木

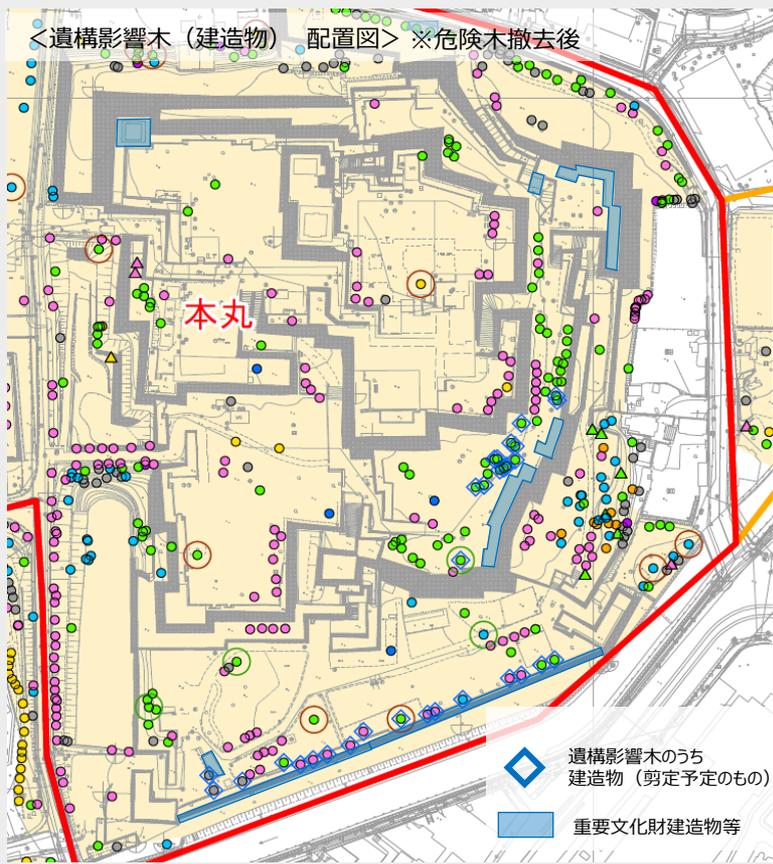
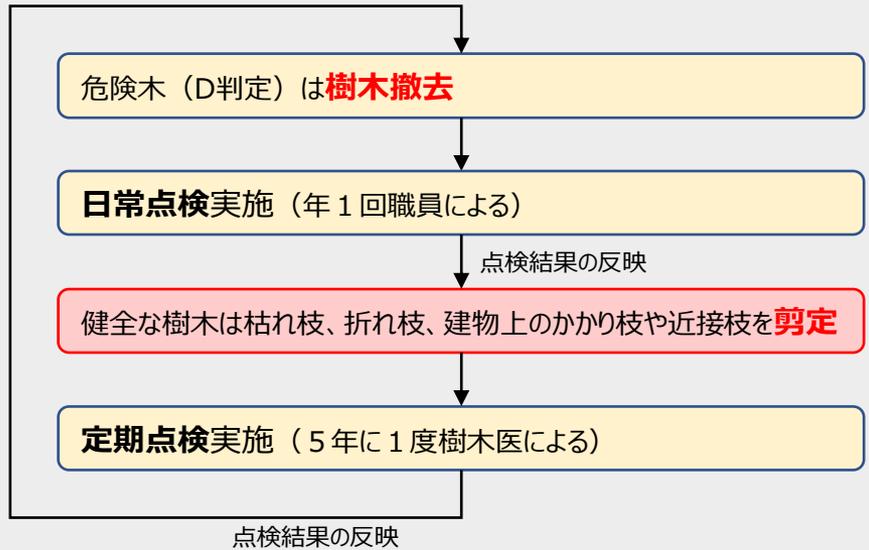
【対応方針】

<対応優先度>

高い

低い

①	重要文化財建造物等に影響する樹木
②	本質的価値そのものの石垣面上の樹木
③	天端上の樹木および天端石に影響を与える樹木
④	基部に影響を与える可能性の高い樹木
⑤	建物遺構（礎石等）に影響を与えている樹木
⑥	切岸（いわゆる崖）面の樹木
⑦	天端の樹木
⑧	本質的価値を補助する石垣面上の樹木
⑨	天端上の樹木および天端石に影響を与える樹木
⑩	基部に影響を与える可能性の高い樹木



凡例

- 管理区域
- 本丸
- 二の丸
- 三の丸
- 千葉城
- 古城
- 古樹
- 大樹

遺構影響木

◆ 建造物（剪定予定のもの）

樹種別

- サクラ
- クスノキ
- ムクノキ
- ケヤキ
- クロガネモチ
- カンノキ
- イチヨウ
- マキノキ
- ナナミノキ
- モミジ
- ツバキ
- キンモクセイ
- その他

重要文化財建造物等に影響する樹木については、点検等の日常管理を適切に実施し、必要に応じ適時に剪定を行っていくことで被害を未然に防ぐ。

遺構影響木（重要文化財建造物等）の樹種内訳

樹種	A	B	C	本数
	健全	健全に近い	要注意	
ウスギモクセイ	2	0	0	2
エノキ	0	0	0	0
クスノキ	13	3	2	18
サクラ	2	0	7	9
チシャノキ	1	0	0	1
ムクノキ	0	0	1	1
計	18	3	10	31

※危険木撤去後の本数

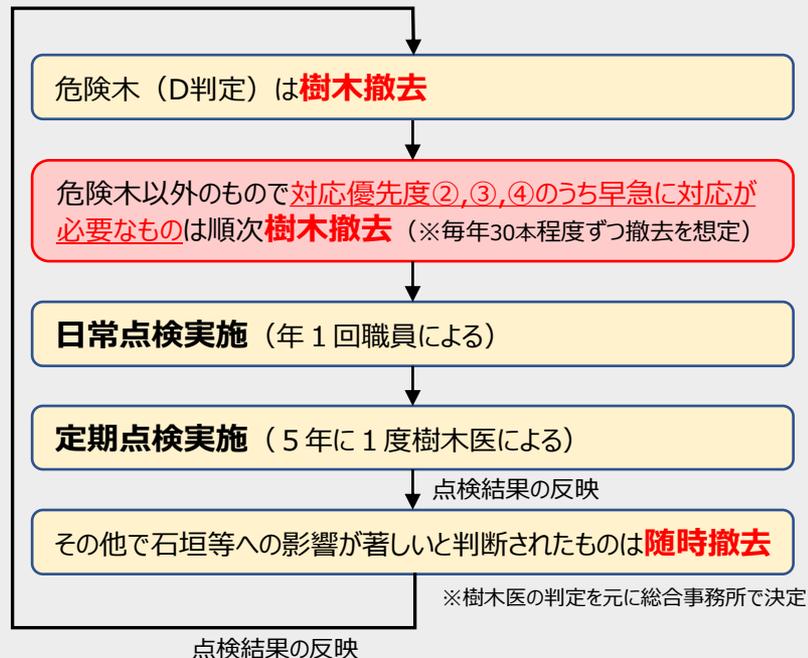
②遺構保護 遺構影響木の対応方針（案）

石垣・露出遺構（礎石・溝等）に影響する樹木

<対応優先度>

高い	①重要文化財建造物等に影響する樹木
	②本質的価値そのものの石垣面上の樹木
	③ " 天端上の樹木および天端石に影響を与える樹木
	④ " 基底部に影響を与える可能性の高い樹木
	⑤建物遺構（礎石等）に影響を与えている樹木
	⑥切岸（いわゆる崖）面の樹木
	⑦ " 天端の樹木
	⑧本質的価値を補助する石垣面上の樹木
	⑨ " 天端上の樹木および天端石に影響を与える樹木
低い	⑩ " 基底部に影響を与える可能性の高い樹木

【対応方針】



石垣等の遺構影響木については、対応優先度の高いもののうち、さらに石垣等との離隔から検討し、現場状況も勘察した中で、早急に対応が必要だと選出した樹木から撤去の対応を行う。

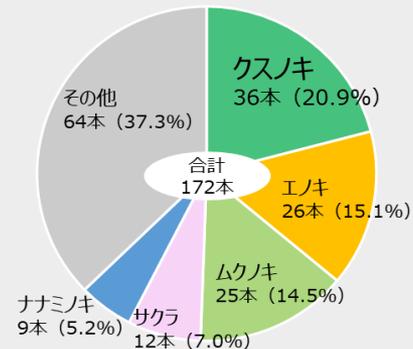
（景観が激変しないよう年に30本程度ずつ進める。）

遺構影響木（石垣・礎石等）の対応方針ごとの樹木本数

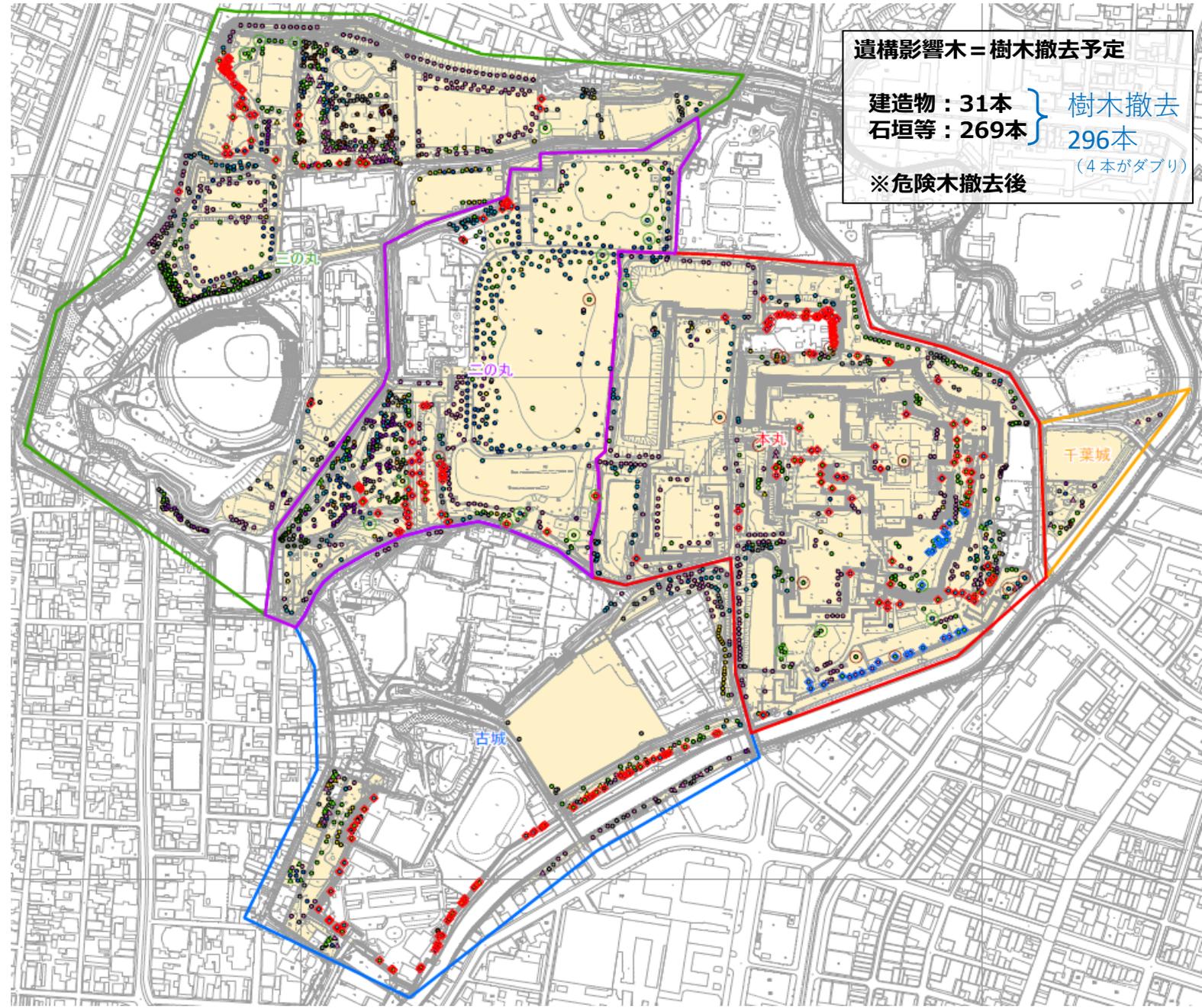
	撤去	経過観察	現状維持	計
②本質的価値そのものの石垣面上の樹木	24	0	0	24
③ " 天端上の樹木および天端石に影響を与える樹木	118	4	18	140
④ " 基底部に影響を与える可能性の高い樹木	30	3	2	35
⑤建物遺構（礎石等）に影響を与えている樹木	0	32	4	36
⑧本質的価値を補助する石垣面上の樹木	0	12	0	12
⑨ " 天端上の樹木および天端石に影響を与える樹木	0	17	3	20
⑩ " 基底部に影響を与える可能性の高い樹木	0	2	0	2
計	172	70	27	269

早急に対応が必要なもの
（石垣に近い位置にあるものなど）

順次樹木撤去172本の樹種内訳



遺構影響木 位置図 (前回委員会報告時点での案)



遺構影響木 = 樹木撤去予定

建造物 : 31本 } 樹木撤去
 石垣等 : 269本 } 296本
 (4本がダブル)
 ※危険木撤去後

- ### 凡例
- 管理区域
 - 本丸
 - 二の丸
 - 三の丸
 - 千葉城
 - 古城
 - 古樹
 - 大樹
- ### 遺構影響木
- 石垣
 - 建造物
- ### 樹種別
- サクラ
 - クスノキ
 - ムク・エノキ
 - ケヤキ
 - クロガネモチ
 - カシノキ
 - イチヨウ
 - マキノキ
 - ナナミノキ
 - モミジ
 - ツバキ
 - キンモクセイ
 - その他

遺構影響木 位置図 (今回修正案) 撤去・剪定予定樹木



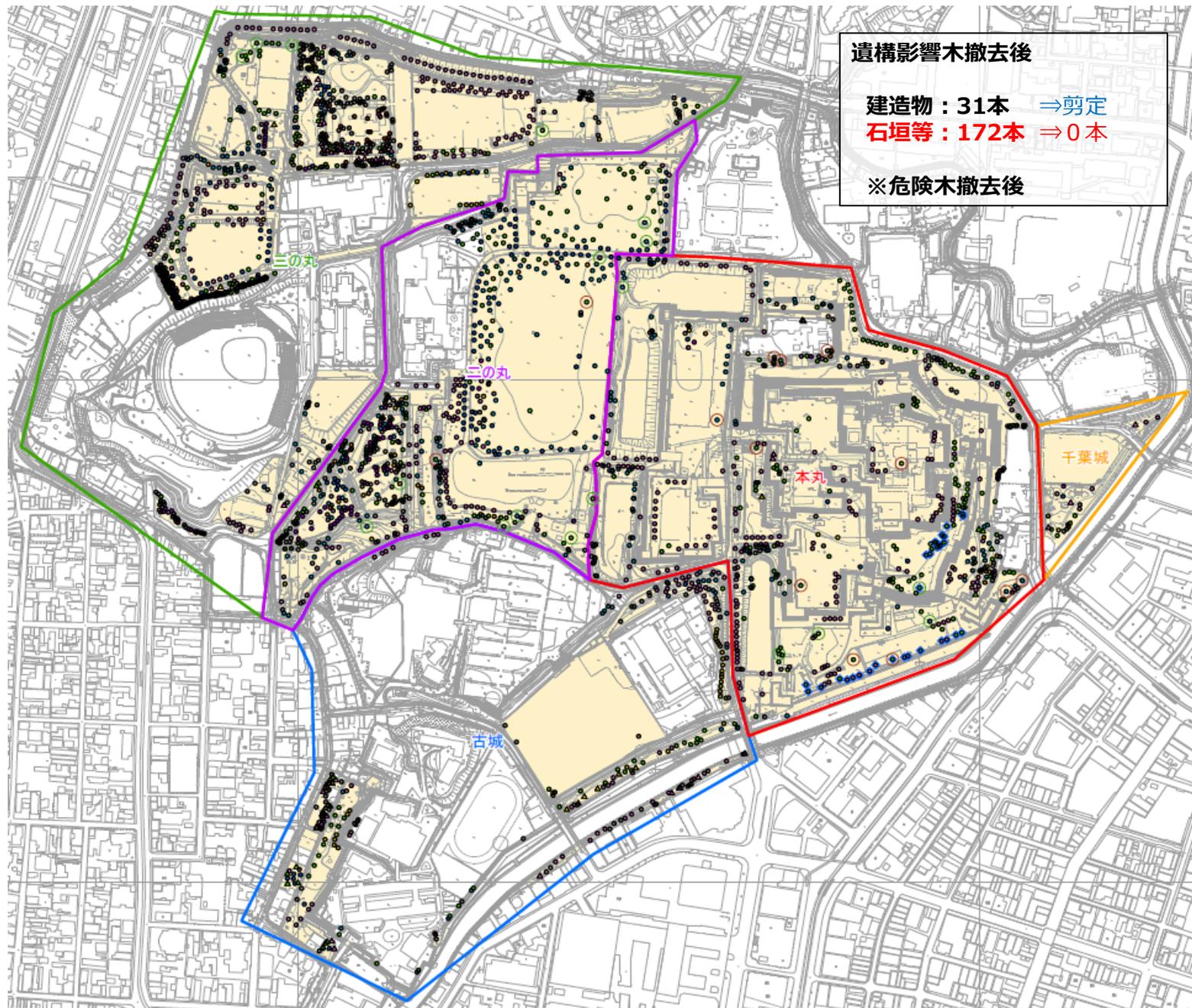
遺構影響木 = 撤去予定

建造物 : 31本 ⇒ 剪定
 石垣等 : 172本 ⇒ 樹木撤去

※危険木撤去後

- 凡例**
- 管理区域
 - 本丸
 - 二の丸
 - 三の丸
 - 千葉城
 - 古城
 - 古樹
 - 大樹
- 遺構影響木**
- 石垣(撤去予定のもの)
 - 建造物(剪定予定のもの)
- 樹種別**
- サクラ
 - クスノキ
 - ムク・エノキ
 - ケヤキ
 - クロガネモチ
 - カシノキ
 - イチョウ
 - マキノキ
 - ナナミノキ
 - モミジ
 - ツバキ
 - キンモクセイ
 - その他

遺構影響木 位置図 (撤去後) ※年間30本程度ずつ撤去



遺構影響木撤去後

建築物：31本 → 剪定
 石垣等：172本 → 0本

※危険木撤去後

凡例

- 管理区域
- 本丸
- 二の丸
- 三の丸
- 千葉城
- 古城
- 古樹
- 大樹

遺構影響木

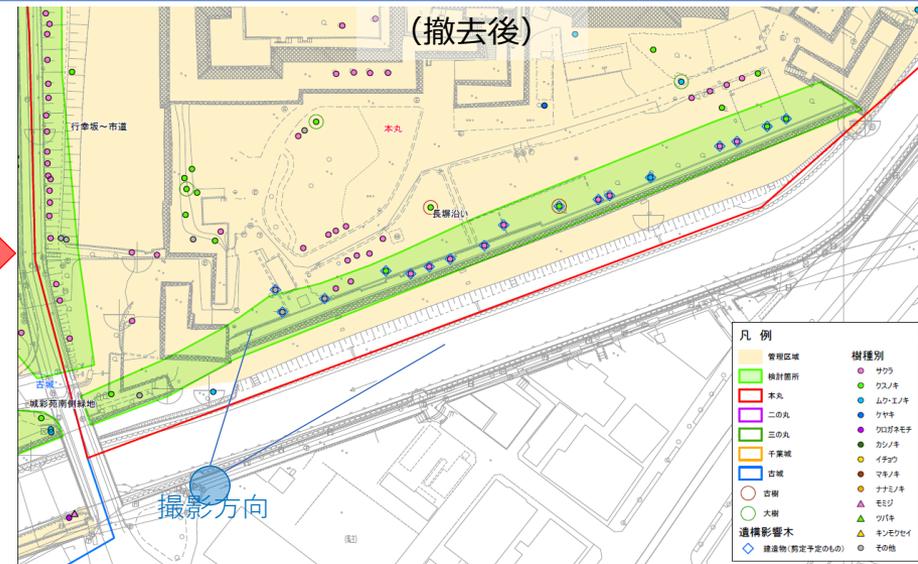
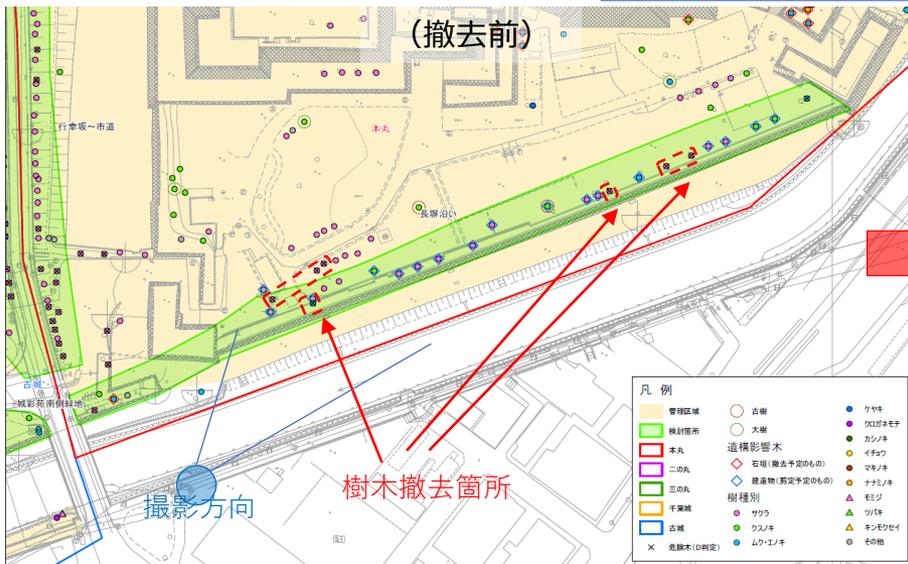
- ◆ 建築物(剪定予定のもの)

樹種別

- サクラ
- クスノキ
- ムク・エノキ
- ケヤキ
- クロガネモチ
- カシノキ
- イチョウ
- マキノキ
- ナナミノキ
- ▲ モミジ
- ▲ ツバキ
- ▲ キンモクセイ
- その他

③景観に関する検討 遺構影響木・危険木 撤去前後の景観変化 位置：長堀沿い

前回委員会のご意見：・危険木等撤去後の景観について写真加工などで分かりやすく示すこと。
・長堀沿いは殆ど桜が無くなり市民馴染みの景観が変化する危惧あり。



(撤去前)



(撤去後)



③景観に関する検討 遺構影響木・危険木 撤去前後の景観変化 位置：通町筋電停から



(撤去前)



(撤去後)



③景観に関する検討 遺構影響木・危険木 撤去前後の景観変化 位置：二の丸広場

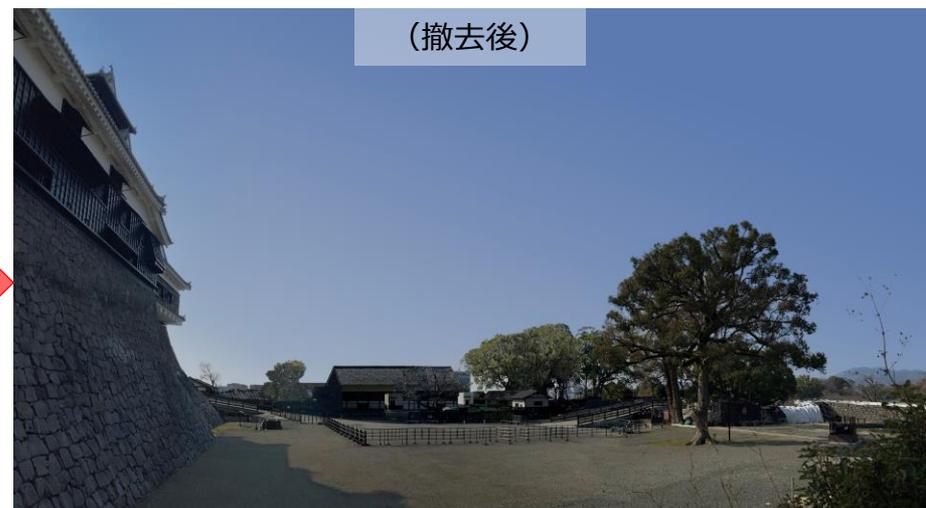
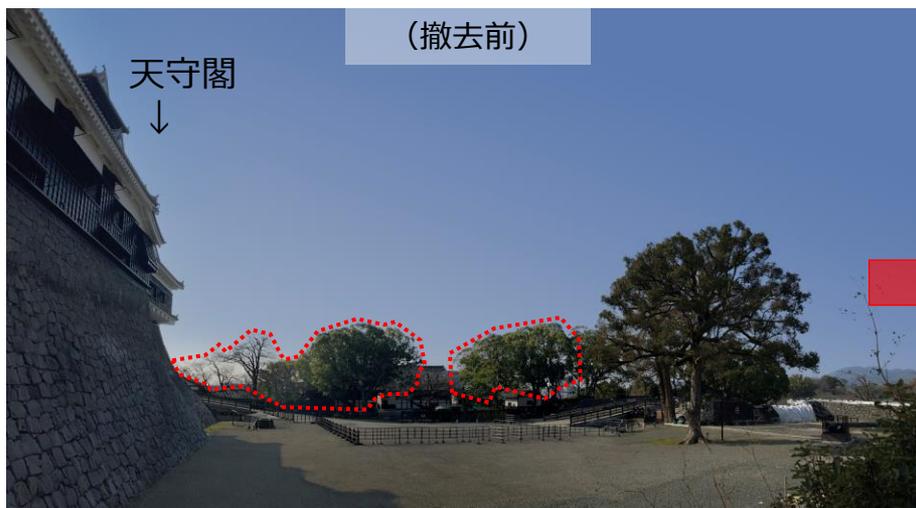




(撤去後)



③景観に関する検討 遺構影響木・危険木 撤去前後の景観変化 位置：平左衛門丸



(撤去前)



(撤去後)



④古樹の保護育成（案）

<目的>

幕末以前から存在すると思われる樹木について市で認定し、長く樹木が存続していくよう適正な管理を行い生育環境の保全に努める

<熊本城の古樹・大樹の認定基準>

明治初期の古写真で幕末以前から存在が確認できる樹木（古樹）のほか、絵図での記録や幹周の大きいものなど、幕末以前から存在する可能性が高い樹木（大樹）を熊本城の“古樹”および“大樹”と位置づけ、保護育成の対象とする。

【定義】

古樹：古写真（明治初期）があり当該樹木が江戸期より残っていると判断できる樹木

大樹：古写真はないが、絵図、幹周の数値から江戸期より残っている可能性が高い樹木

“大樹”の幹周条件：クスノキ 5.0m以上、その他の樹木 4.0m以上（地際よりH1.2mの位置の幹周）

古樹・大樹のエリア毎の存在、樹種内訳（本）

	本丸 エリア	二の丸 エリア	三の丸 エリア	計	クスノキ	ムクノキ	イチヨウ	スダジイ
古樹	11	2	0	13	8	3	2	0
大樹	5	9	4	18	10	6	1	1
計	16	11	4	31	18	9	3	1

④古樹の保護育成（案）

＜保護育成の方針＞

- 適正な維持管理を行い、衰弱した樹木については長く存在し続けることができるよう保護育成の措置を行う
- なお、危険木（D判定）については、来場者の安全確保、文化財の保護対策も併せて実施する。
（立入禁止措置・剪定等の実施）
- 樹木は生き物であり、最終的には枯死するものである。保護育成の措置を実施しても樹勢回復が見込めず来場者、文化財に影響が及ぶ場合、人身の安全確保・文化財保護のために、樹木医の判断を得たうえで最終的に撤去を行う場合もあり得る。



④古樹の保護育成（案）

<具体的な保護育成手法>

- ・古樹・大樹の1本ごとに解説サインを設置し、古樹・大樹の保護について来城者へも周知啓発し、市・市民全体で守り引き継いでいく。
- ・枯れ枝や折れ枝などは健全な部位まで損傷する可能性があるため、早期に撤去を行う。
- ・樹木周辺の地盤面については、根系に影響を与えることとなる踏圧や車両による踏み固め、盛土や掘削を行わないよう留意する。
- ・「熊本城樹木点検のてびき」に基づき点検を実施し、要注意（C判定）、危険木（D判定）となった衰弱した樹木に対し、専門家（樹木医）による詳細点検を実施し原因解明を行う。
- ・想定された原因に対し、対策として樹勢回復のための治療・安全確保等の措置方法を決定し実施する。ただし、遺構への影響がない方法を選択する必要がある。
 - “治療”の手法（例）：踏圧防止のための樹木周辺の立入禁止措置、土壌改良、土壌への施肥、液肥の葉面散布、枯損枝撤去、日照確保（周辺樹木の剪定等）、病虫害防除
 - “安全確保”の手法（例）：落ち枝や倒木の可能性のある範囲の立入禁止措置、枯損枝の撤去、支柱やワイヤーの引っ張り力による倒木防止措置
(成長とともに樹皮が巻き込むため定期点検が必要)
- ・“遺構影響木”や“視点場からの景観阻害となる樹木”について、樹木に悪影響を与えない程度の適切な剪定は実施可能とする。高齢の樹木であるため、通常の樹木よりも衰弱しやすいことに留意し、剪定量を最小限とする。
- ・剪定を実施する場合、適切な剪定が行われるよう「街路樹剪定士」の資格等を条件とする。

古樹：本丸209 イチョウ（天守前広場 清正公お手植えの伝承あり）

本丸209



本丸209



古樹：本丸722 イチョウ（加藤神社敷地奥）

本丸722



明治10年撮影。(熊本城顕彰会)



R2年度に樹木医の詳細点検を実施後、危険枝の撤去を行い、ひこばえの成長を促していく方針とした。経過観察中

古樹：本丸257 クスノキ（飯田丸 樹齢800年と言われている）

本丸257



明治8年頃撮影（熊本城総合事務所蔵）

本丸257



古樹・大樹の位置図 (本丸エリア)

本丸ゾーン
古樹・大樹一覧

凡例

番号	樹種	判定
----	----	----



古樹 11本

大樹 5本



本丸288 クスノキ C
幹周6.28m
遺構影壁木(歴史的建造物)



本丸528 ムクノキ D
幹周3.60m



本丸526 ムクノキ C
幹周4.45m



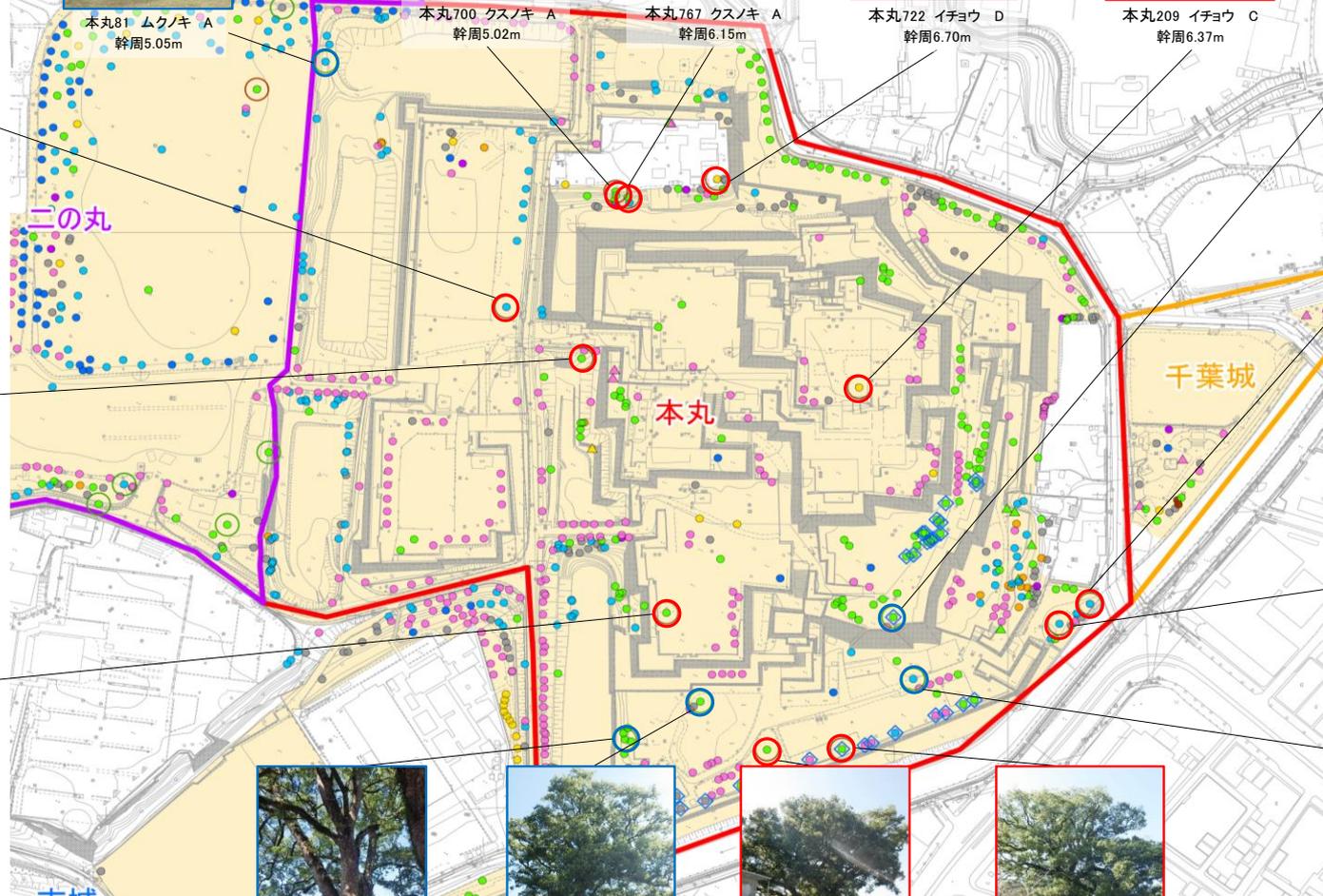
本丸40 ムクノキ C
幹周3.11m



本丸225 クスノキ A
幹周6.00m



本丸257 クスノキ A
幹周11.3m



本丸517 クスノキ B
幹周5.90m



本丸513 クスノキ A
幹周5.05m



本丸499 クスノキ A
幹周5.70m



本丸473 クスノキ A
幹周7.20m
遺構影壁木(歴史的建造物)



本丸496 ムクノキ C
幹周4.30m

古樹・大樹の位置図 (二の丸・三の丸エリア)

二の丸・三の丸ゾーン
古樹・大樹一覽

凡例

番号	樹種	判定
----	----	----

- 古樹 2本
- 大樹 13本



三の丸127 クスノキ A
幹周5.70m



二の丸114 クスノキ C
幹周6.56m



三の丸836 クスノキ A
幹周5.00m



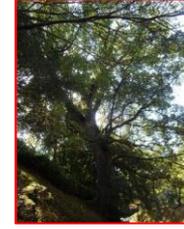
二の丸102 スダジイ D
幹周6.70m



三の丸132 クスノキ D
幹周5.10m



三の丸123 クスノキ A
幹周6.20m



二の丸220 クスノキ C
幹周7.50m



二の丸511 イチョウ C
幹周4.00m



二の丸554 ムクノキ C
幹周4.44m



二の丸164 クスノキ C
幹周7.00m
遺構影響木(近世代石垣天端)
経過観察



二の丸168 ムクノキ C
幹周5.70m



二の丸151 クスノキ B
幹周7.00m



二の丸710 ムクノキ D
幹周5.30m



二の丸719 ムクノキ D
幹周7.00m



二の丸146 クスノキ C
幹周7.10m
遺構影響木(近世代石垣天端)
経過観察

⑤サクラの保護育成（案）

<目的>

サクラの名所として市民・県民に広く親しまれている熊本城のサクラについては、現状では様々な理由から衰弱が進んでいる。

今後は、遺構保護に十分に配慮する中で、熊本城と一体となった情緒ある春の景観を多くの方に楽しんでいただくため、また、将来にわたり熊本城の魅力をアピールできる一つの手法として、サクラの保護育成に努める。

<現状の確認>

○サクラのうち樹木撤去が必要なものの確認（別図参照）

- ・危険木（D判定） ⇒ 198本
- ・遺構影響木 ⇒ 12本

○“サクラ維持管理エリア”の選定

まとまった数のサクラが植栽された場所であり、かつ、市民の花見の場所として親しまれている場所を選定



⑤サクラの保護育成（案）

< 保護育成の実施 >

以下の保護育成手法について、**サクラ維持管理エリアを中心に**実施していく

◆ サクラ撤去後の補植の検討

- ・以下のような場所については撤去後の補植を検討する ※文化財部署との協議、文化財保護法手続き必要

補植を検討するサクラ

- ・広場で単独で存在し、各種理由から撤去されるサクラ
- ・サクラ並木の中で撤去されるサクラ（10m間隔が理想。密な場合は撤去後の補植はしない）

- ・撤去後はある程度の期間（2～3年）を空けて補植する。土壌改良が必要となる。
- ・遺構保護の検討必要（盛土等）

◆ サクラの適切な剪定

胴吹き枝、ひこばえの撤去、枯損枝の撤去、切り口への癒合材塗布

◆ サクラへの被圧樹木の剪定（別図参照）

主にサクラとの距離が10m以内の近接した以下の樹種について剪定を実施し、陽樹であるサクラに日光が十分に当たるように管理する。サクラとの被圧状況を勘案しながら作業を実施する。

（主要な被圧樹木：クスノキ・カシノキ・ムクノキ・エノキ・ケヤキ・イチョウ）

◆ サクラ同士が密な場所の間伐

サクラ同士の枝が重なり合う、お互いが被圧しあい衰弱しているなどの場合、状況を勘案しながら実施

◆ 施肥

サクラの活力を復活させるため実施

固形肥料、液肥、葉面散布など（遺構に影響を与えない方法を選択）

◆ 病虫害防除

公園利用者への影響がある場合は実施するが、環境への影響を配慮し必要以上には実施しない

⑤サクラの保護育成（案）

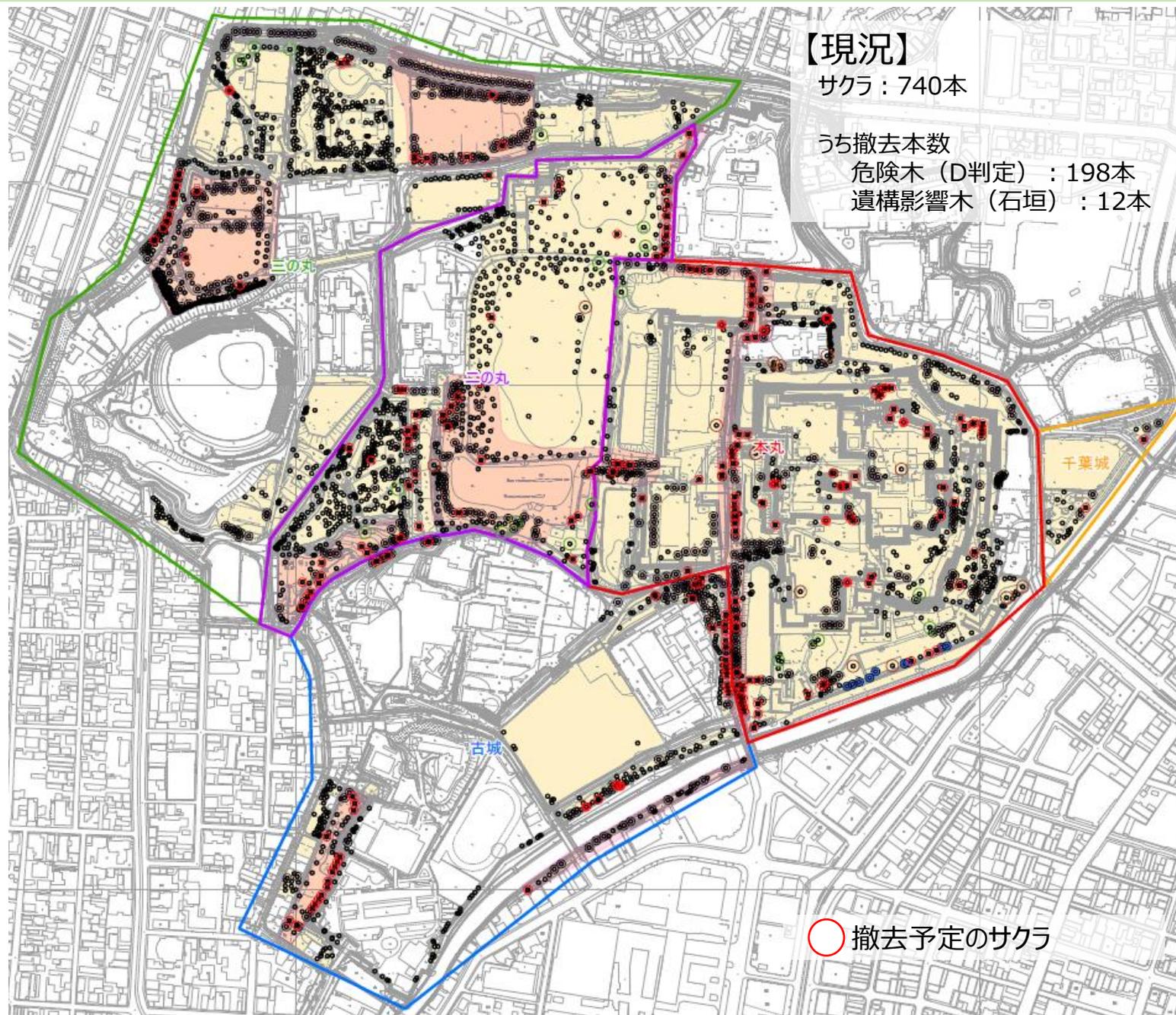
【現況】

サクラ：740本

うち撤去本数

危険木（D判定）：198本

遺構影響木（石垣）：12本



凡例

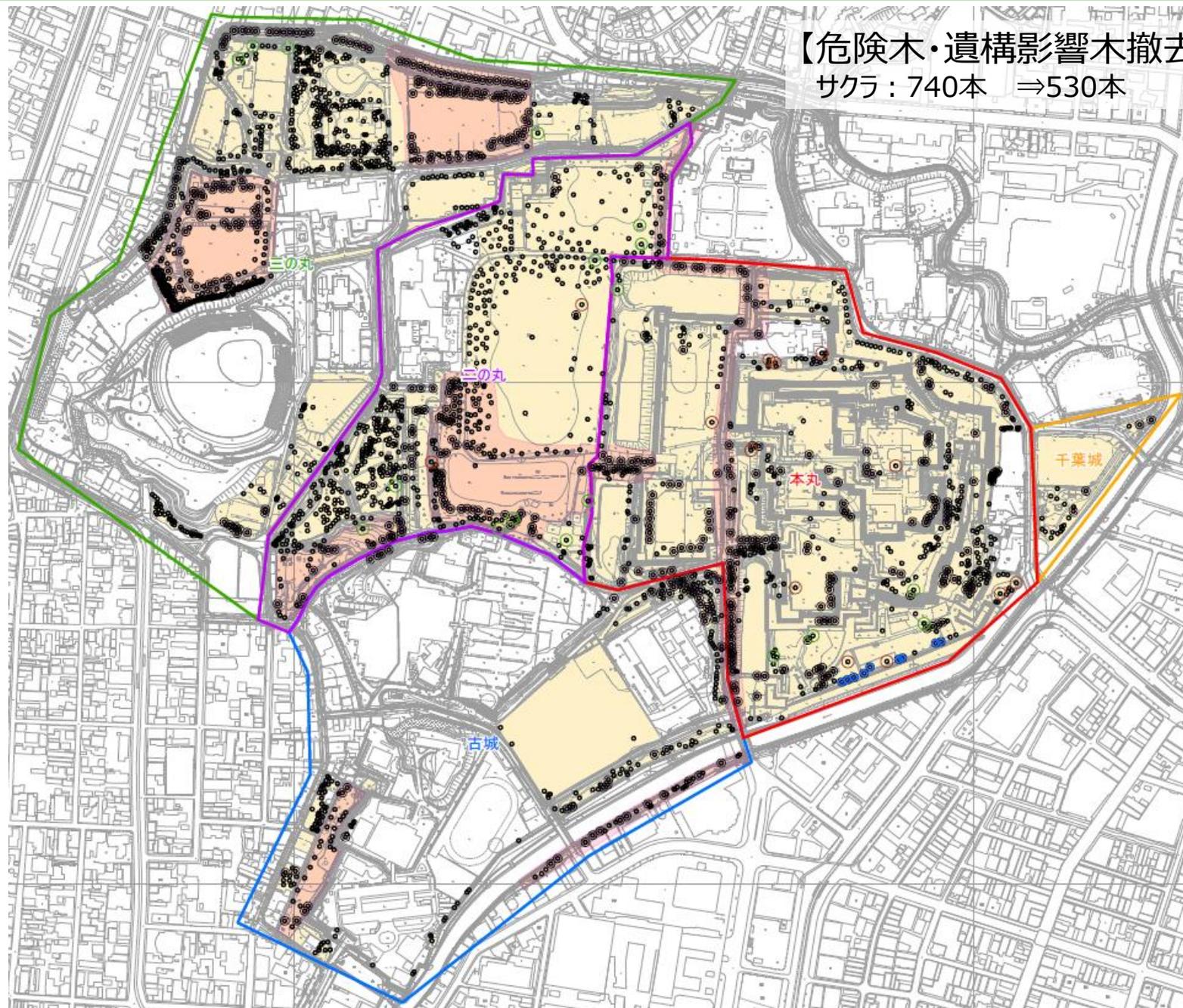
- 管理区域
- サクラ維持管理区域
- 本丸
- 二の丸
- 三の丸
- 千葉城
- 古城
- × 危険木(D判定)
- 古樹
- 大樹
- 遺構影響木**
- 石垣(撤去予定のもの)
- 建造物(剪定予定のもの)
- 樹種別**
- サクラ
- その他
- サクラ5mBuffer
- 撤去予定サクラ5mBuffer

撤去予定のサクラ

⑤サクラの保護育成（案）

【危険木・遺構影響木撤去後】

サクラ：740本 ⇒530本



凡例

- 管理区域
- サクラ維持管理区域
- 本丸
- 二の丸
- 三の丸
- 千葉城
- 古城
- 古樹
- 大樹

遺構影響木

- 建造物(剪定予定のもの)

樹種別

- サクラ
- その他

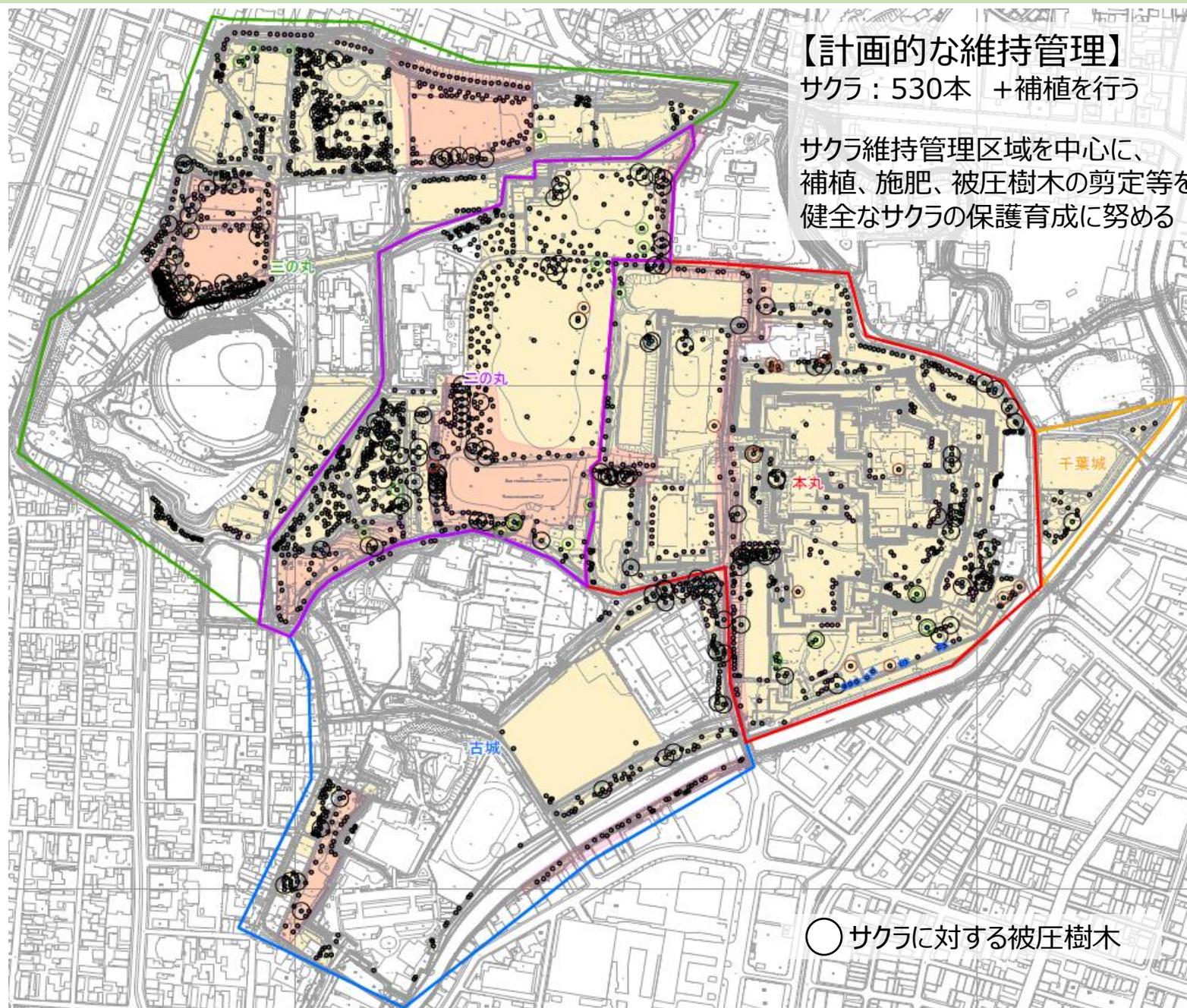
サクラ5mBuffer

⑤サクラの保護育成（案）

【計画的な維持管理】

サクラ：530本 +補植を行う

サクラ維持管理区域を中心に、
補植、施肥、被圧樹木の剪定等を行い、
健全なサクラの保護育成に努める



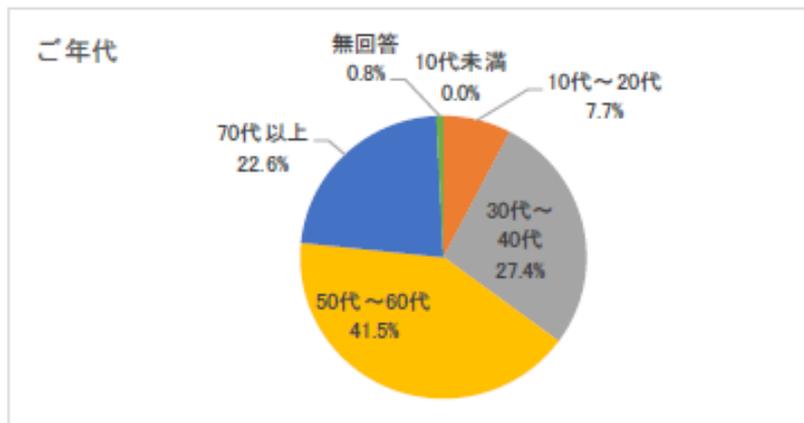
- 凡例**
- 管理区域
 - サクラ維持管理区域
 - 本丸
 - 二の丸
 - 三の丸
 - 千葉城
 - 古城
 - 古樹
 - 大樹
- 遺構影響木**
- ◆ 建造物(剪定予定のもの)
- 樹種別**
- サクラ
 - その他
- 被圧樹木**
- クスノキ
 - ムク・エノキ
 - ケヤキ
 - カシノキ
 - イチョウ
- サクラに対する被圧樹木
- 被圧樹木10mBuffer

⑥アンケートの結果報告

アンケート対象者：入園者 202人（R3年11月実施）
 周辺関係者 130人（R3年11月実施）
 中央区民無作為抽出 306人（R4年1月実施） 計638人

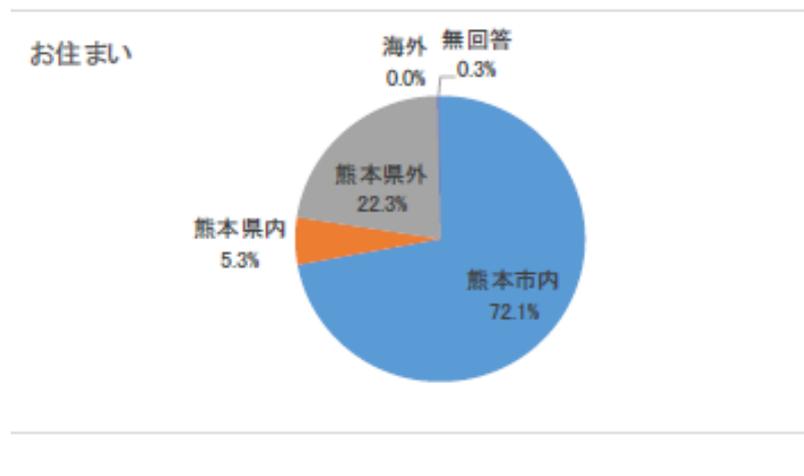
ご年代 (N=638)

	ご年代	件数	構成比
1	10代未満	0	0.0%
2	10代～20代	49	7.7%
3	30代～40代	175	27.4%
4	50代～60代	265	41.5%
5	70代以上	144	22.6%
	無回答	5	0.8%
	総計	638	100.0%



お住まい (N=638)

	お住まい	件数	構成比
1	熊本市内	460	72.1%
2	中央区	384	60.2%
3	東区	17	2.7%
4	南区	16	2.5%
5	西区	14	2.2%
6	北区	23	3.6%
7	市内区無回答	6	0.9%
8	熊本県内	34	5.3%
9	熊本県外	142	22.3%
10	海外	0	0.0%
	無回答	2	0.3%
	総計	638	100.0%

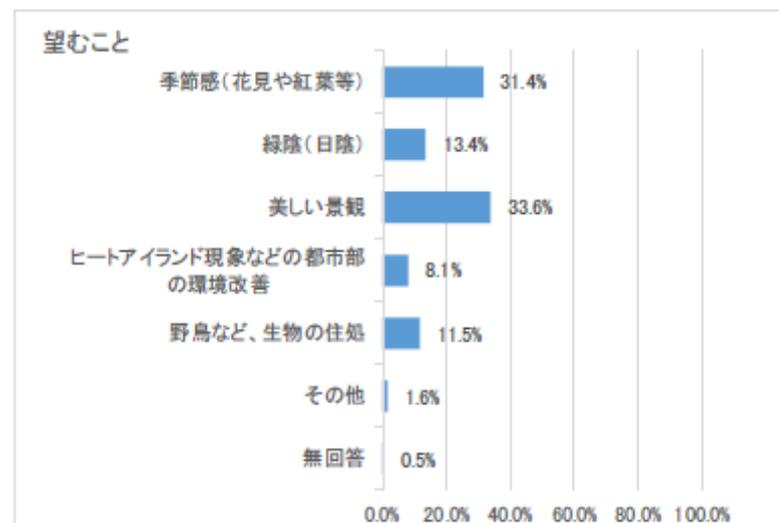


※熊本県内は、熊本市を除きます

⑥アンケートの結果報告

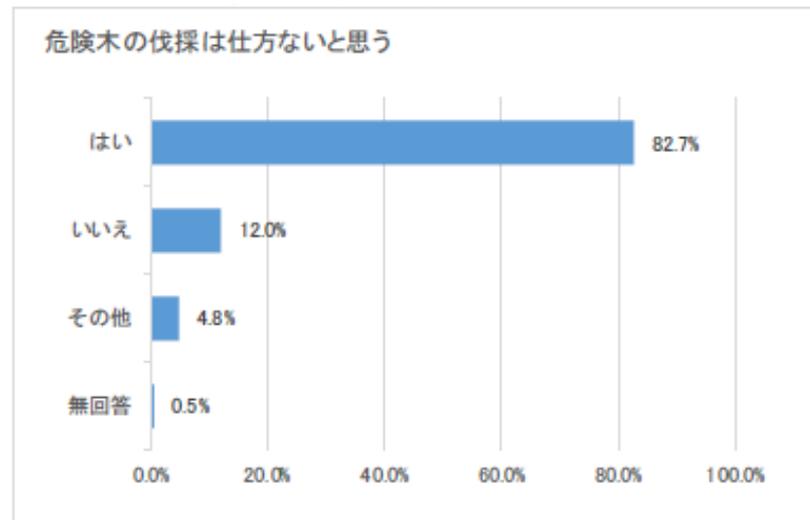
質問 熊本城の樹木や緑に望むことは何ですか？（複数回答可）（N=638）

	望むこと	件数	構成比
1	季節感(花見や紅葉等)	459	31.4%
2	緑陰(日陰)	196	13.4%
3	美しい景観	492	33.6%
4	ヒートアイランド現象などの都市部の環境改善	118	8.1%
5	野鳥など、生物の住処	168	11.5%
6	その他	23	1.6%
	無回答	7	0.5%
	総計	1,463	100.0%



質問 危険木については、安全確保のため根本から切る（伐採）ことも仕方ないと思いますか？（N=638）

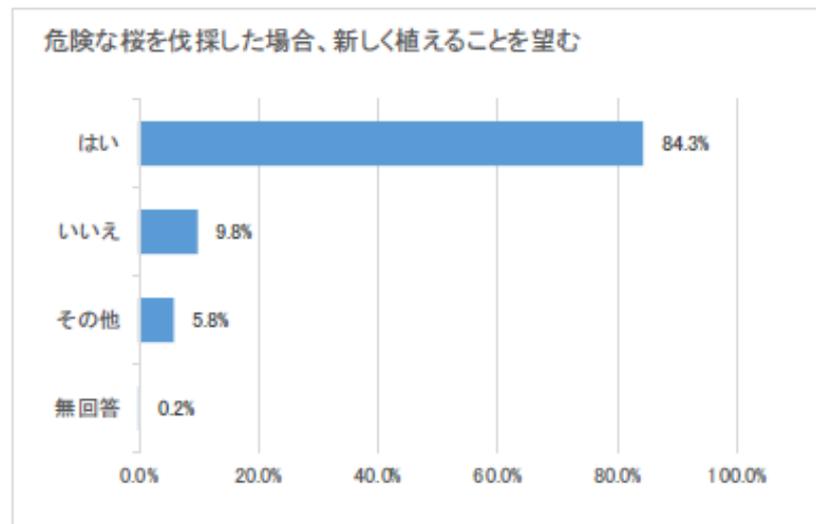
	危険木の伐採は仕方ないと思う	件数	構成比
1	はい	530	82.7%
2	いいえ	77	12.0%
3	その他	31	4.8%
	無回答	3	0.5%
	総計	641	100.0%



⑥アンケートの結果報告

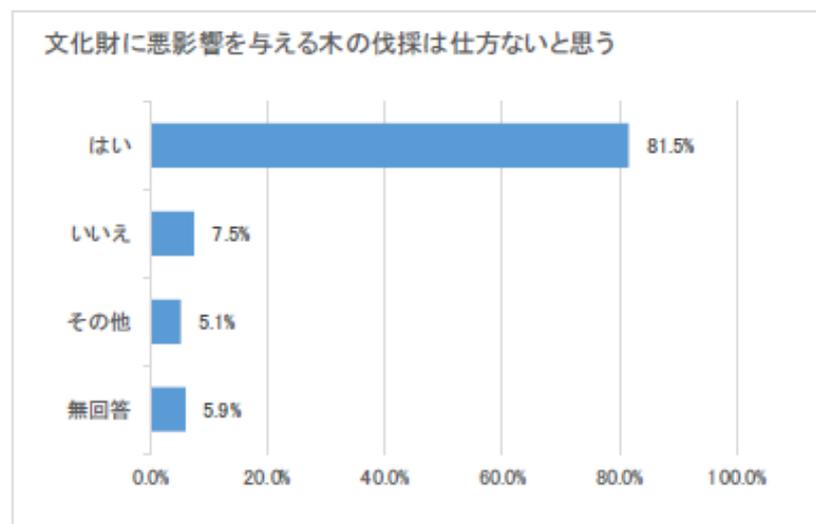
質問 サクラは場内に750本あり、そのうち危険木は198本という結果を確認しています。
 サクラを伐採した場合は新しくサクラを植えることを望みますか？（N=638）

	危険な桜を伐採した場合、 新しく植えることを望む	件数	構成比
1	はい	542	84.3%
2	いいえ	63	9.8%
3	その他	37	5.8%
	無回答	1	0.2%
	総計	643	100.0%



質問 倒木すると“文化財建造物”に被害が生じる可能性がある、樹木の根が“石垣”を押し崩落する可能性があるなど、
 熊本城の文化財に悪影響を与える樹木については、根本から切る（伐採）ことも仕方ないと思いますか？（N=638）

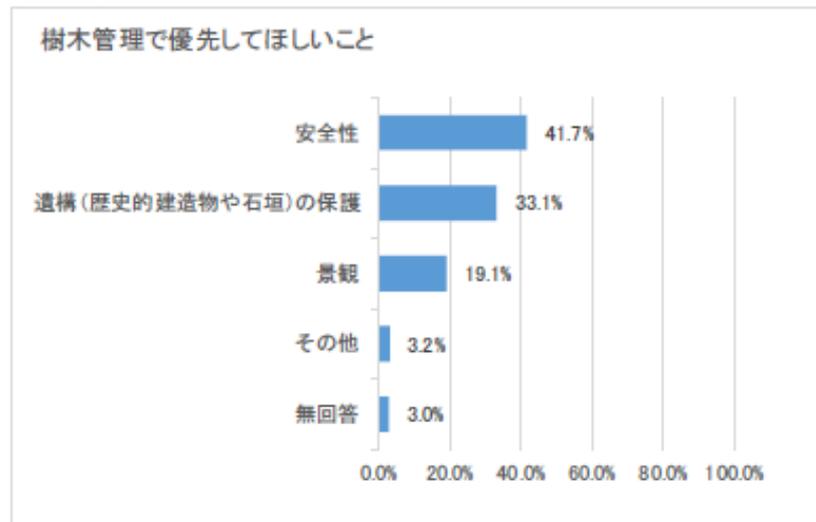
	文化財に悪影響を与える木の伐採は 仕方ないと思う	件数	構成比
1	はい	525	81.5%
2	いいえ	48	7.5%
3	その他	33	5.1%
	無回答	38	5.9%
	総計	644	100.0%



⑥アンケートの結果報告

質問 熊本城の樹木を管理する中で優先してほしいことは何ですか？ (N=638)

	樹木管理で優先してほしいこと	件数	構成比
1	安全性	339	41.7%
2	遺構(歴史的建造物や石垣)の保護	269	33.1%
3	景観	155	19.1%
4	その他	26	3.2%
	無回答	24	3.0%
	総計	813	100.0%



⑦熊本城みどり保存管理計画 策定スケジュール (再提示)

前回委員会のご意見：・策定期間は？→多くのご意見をいただいているため策定期間見直し
・みどり関係課との連携が必要

実施内容	R3年度									R4年度			R5年度		
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月～6月	7月～9月	R4年度後半	～		
計画の策定作業 保存活用委員会	★			★			★			★		★	策定		
報告・審議内容	・点検結果の概要 ・計画の骨子 ・今後のスケジュール			・危険木・遺構影響樹木位置 ・計画目次(案) ・過去の植樹履歴等			・遺構保護、景観、 古樹、サクラ関連 ・スケジュール見直し案等			・計画(素案)の提示		・計画(素案)の確定			
市民参画															
①アンケート(関係者、入園者)					安全・遺構・桜について										
②アンケート(中央区民 ※無作為抽出にて郵送)							安全・遺構・桜について								
③アンケート(一般市民 ※緑化フェア開催時期に)										主に景観について					
④地元説明会										説明会					
⑤オープンハウス(お城まつりにて)													オープンハウス		
庁内関係部署との連携(文化財課・環境共生課ほか)										調整会議	フェア期間中 各課連携 緑関係の取り組みPR看板設置		調整会議		
熊本城内・隣接施設関係者への周知(藤崎台球場・県立美術館ほか)										説明			説明		
城内の樹木管理															
危険木撤去													作業期間		作業期間
計画にもとづく樹木管理														作業期間	

令和3年度熊本城復旧取組状況について①<本丸地区>

③戌亥櫓【復元】(R3・4事業)
・解体保存工事(～R5.3)



④宇土櫓【重文】(R3・4事業)
・平左衛門丸側確認調査(～R3.9)
・石垣復旧設計(～R5.3)
・続櫓耐震補強設計(～R4.3)

④飯田丸五階櫓【復元】
・要人櫓台石垣復旧工事(～10/29)

<凡例>

- 工事完了
- 工事実施
- 調査・設計・方針検討中
※文化財修復検討委において審議
- 【重文】重要文化財建造物
- 【復元】復元建造物

⑤行幸坂
・歩道安全対策工事(～10/20)



①平櫓【重文】
・石垣解体工事・調査(～R4.2)



②天守閣周辺
・照明設備改修工事(～8/31)

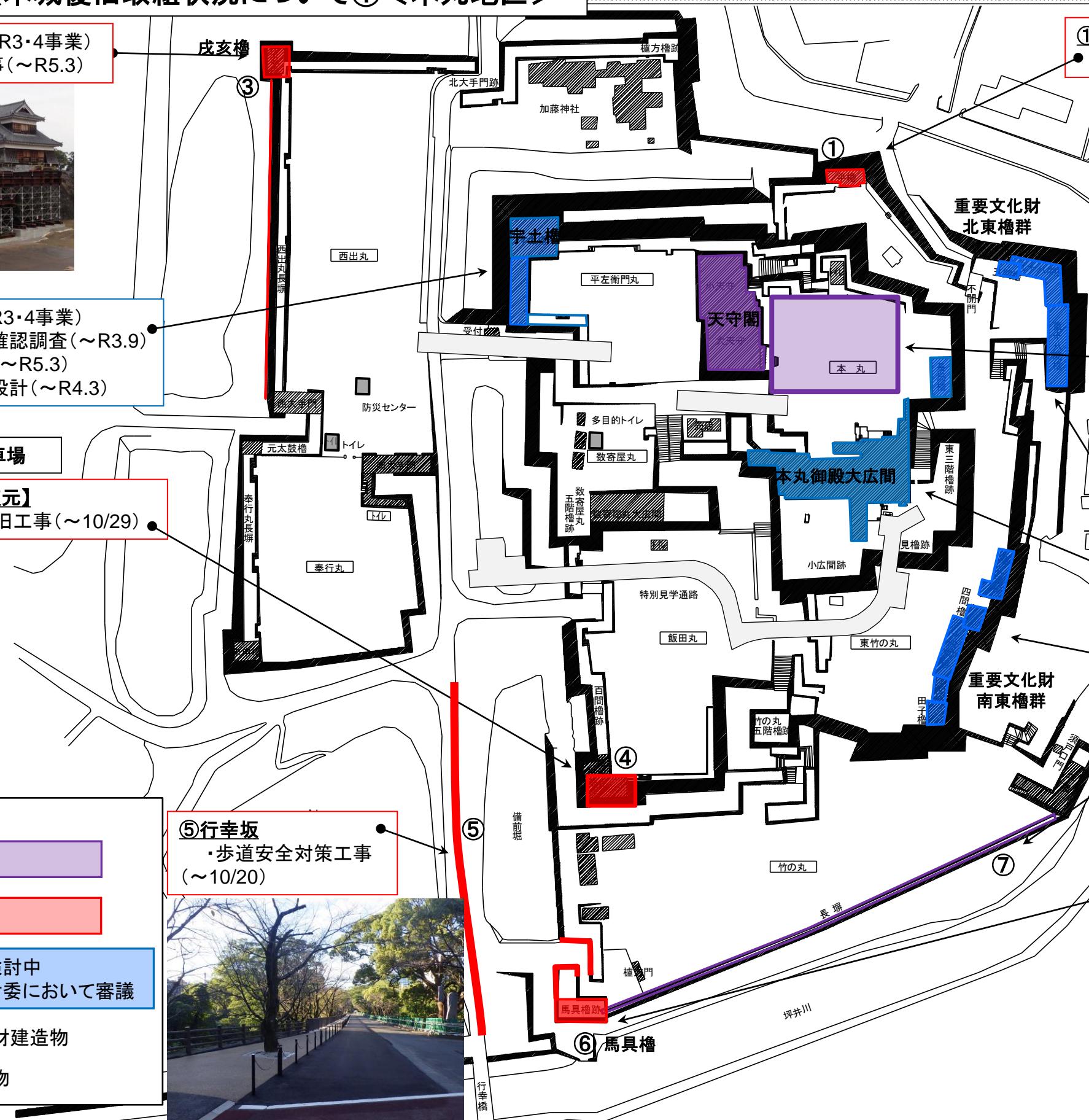
①北東櫓群【重文】(R3・4事業)
・石垣復旧設計(～R5.3)

②本丸御殿【復元】(R3・4事業)
・石垣復旧設計(～R5.3)

③南東櫓群【重文】(R3・4事業)
・櫓復旧設計(～R5.3)

⑦長堀周辺
・屋外照明改修工事(～R4.5)

⑥馬具櫓【復元】(R3・4事業)
・解体保存工事(～R4.8)



令和3年度熊本城復旧取組状況について②<本丸地区以外>

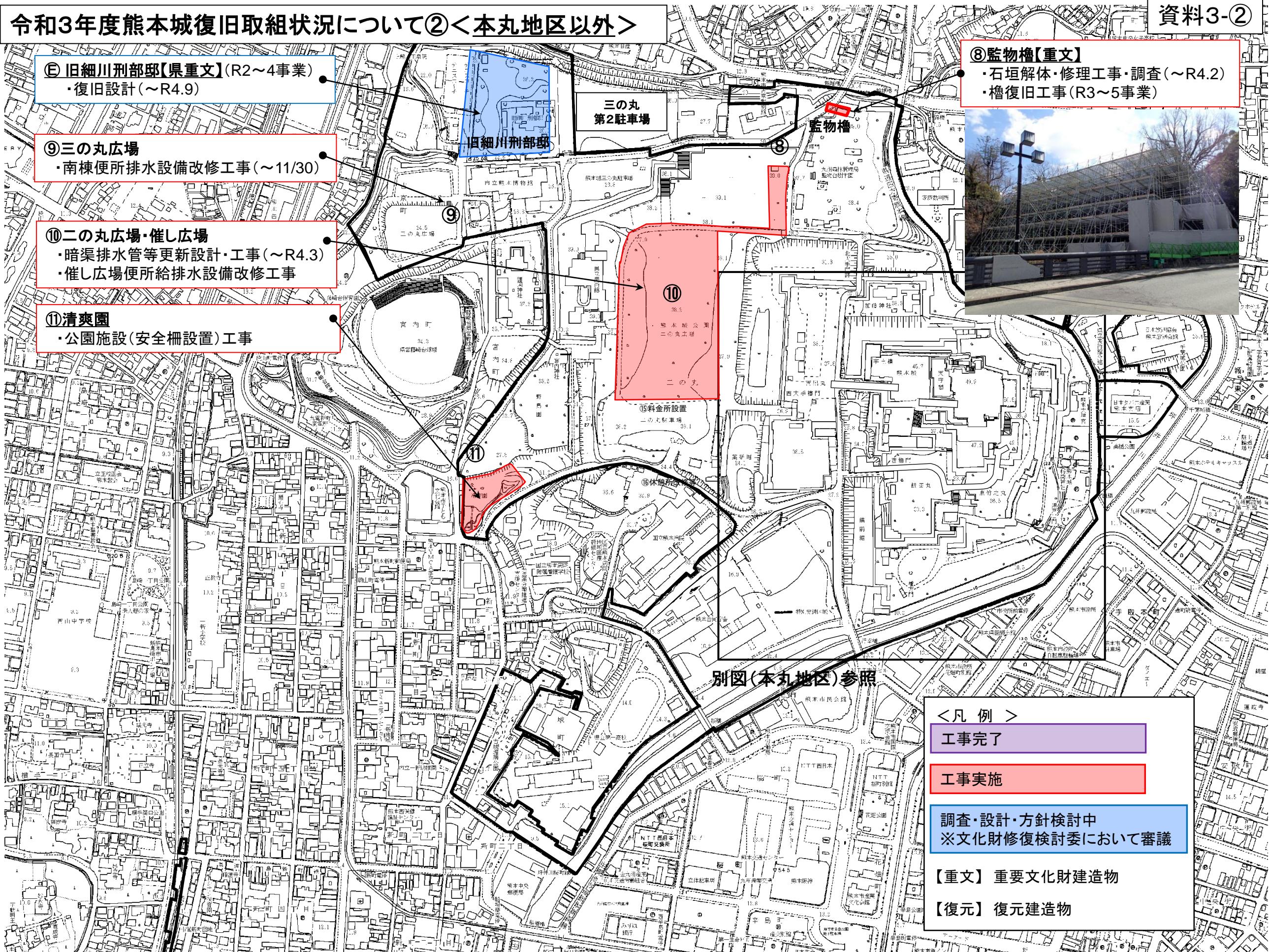
⑤旧細川刑部邸【県重文】(R2~4事業)
・復旧設計(～R4.9)

⑨三の丸広場
・南棟便所排水設備改修工事(～11/30)

⑩二の丸広場・催し広場
・暗渠排水管等更新設計・工事(～R4.3)
・催し広場便所給排水設備改修工事

⑪清爽園
・公園施設(安全柵設置)工事

⑧監物櫓【重文】
・石垣解体・修理工事・調査(～R4.2)
・櫓復旧工事(R3～5事業)



別図(本丸地区)参照

<凡例>

- 工事完了
- 工事实施
- 調査・設計・方針検討中
※文化財修復検討委において審議
- 【重文】重要文化財建造物
- 【復元】復元建造物

令和4年度熊本城復旧取組予定について①<本丸地区>

①戌亥櫓【復元】(R3~5° 事業)
 ・櫓解体保存工事(～R5.3:継続)
 ・崩落石材回収工事・測量(～R5.9)

②宇土櫓【重文】(R4~7° 事業)
 ・五階櫓解体保存工事
 ・石垣復旧設計(～R5.3:継続)

⑧南大手門【復元】
 ・櫓解体保存設計(～R5.3)

⑨未申櫓【復元】
 ・櫓復旧方針策定(～R5.3)

③飯田丸五階櫓【復元】(R4~5° 事業)
 ・五階櫓台石垣復旧工事(～R5.12)
 ・櫓復旧設計(～R6.3)

⑩平櫓【重文】
 ・石垣復旧変更設計(～R5.3)

⑪北東櫓群【重文】(R3~4° 事業)
 ・石垣復旧設計(～R5.3:継続)

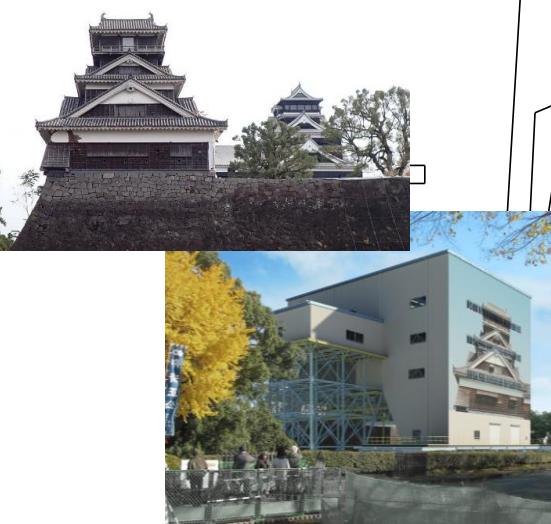
④石門周辺(R4~5° 事業)
 ・崩落石材回収工事・測量(～R5.3)
 ・石垣復旧設計(～R6.3)

⑥本丸御殿【復元】(R3~5° 事業)
 ・石垣復旧設計(～R5.3:継続)
 ・建物復旧設計(～R6.3)

⑦南東櫓群【重文】(R3~4° 事業)
 ・櫓復旧設計(～R5.3:継続)

⑩数寄屋丸二階御広間【復元】
 ・櫓解体保存設計(～R5.3)

⑤馬具櫓【復元】(R3~4° 事業)
 ・櫓解体保存工事(～R4.10:継続)
 ・崩落石材回収工事・測量(～R5.1)

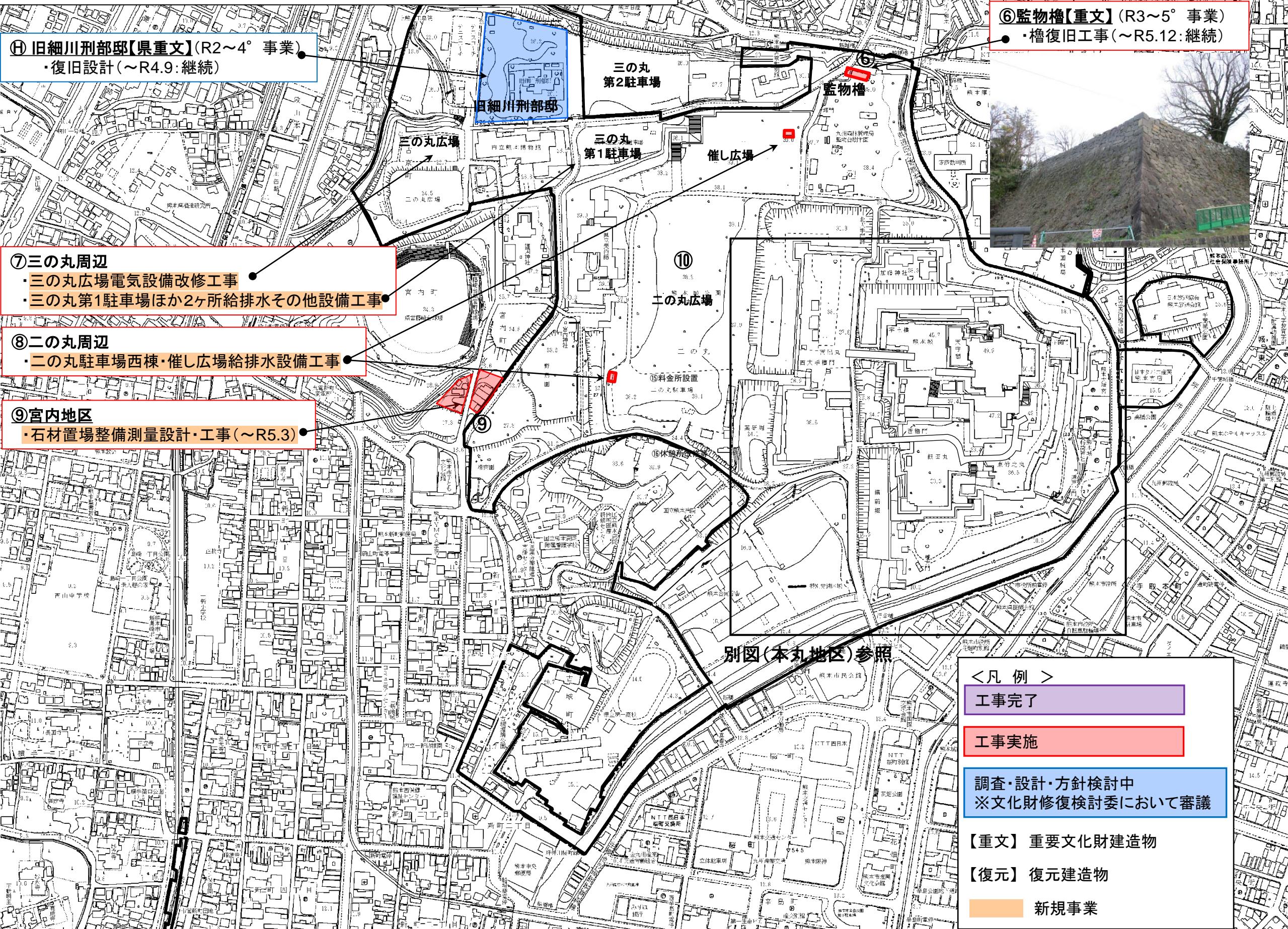


<凡例>

- 工事完了 (Purple box)
- 工事実施 (Red box)
- 調査・設計・方針検討中
※文化財修復検討委において審議 (Blue box)
- 【重文】重要文化財建造物
- 【復元】復元建造物
- 新規事業 (Orange box)



令和4年度熊本城復旧取組予定について②<本丸地区以外>



① 旧細川刑部邸【県重文】(R2~4° 事業)
・復旧設計(～R4.9:継続)

⑥ 監物櫓【重文】(R3~5° 事業)
・櫓復旧工事(～R5.12:継続)

⑦ 三の丸周辺
・三の丸広場電気設備改修工事
・三の丸第1駐車場ほか2ヶ所給排水その他設備工事

⑧ 二の丸周辺
・二の丸駐車場西棟・催し広場給排水設備工事

⑨ 宮内地区
・石材置場整備測量設計・工事(～R5.3)

別図(本丸地区)参照

<凡例>

- 工事完了
- 工事实施
- 調査・設計・方針検討中
※文化財修復検討委において審議
- 【重文】重要文化財建造物
- 【復元】復元建造物
- 新規事業

熊本城特別公開の実施状況等について

特別公開第3弾の実施状況等

令和4年3月 熊本城総合事務所

【入園者の状況】

令和3年6月28日から復旧が完了した天守閣内部の公開を開始

(新型コロナウイルスの影響により4月26日から延期)

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
入園者数 (人)	2,963	44,927	1,893	0	57,051	92,192	78,770	50,675	24,382

※ 4/26に予定していた特別公開第3弾記念式典・記念イベントは中止

※ 公開期間は6/28～2/28までのうち計185日間

※ 4/26～6/27(63日間)、8/2～9/30(60日間)はコロナの感染拡大により臨時休園【計123日】

※ 12/29は復旧工事・保守点検等のため終日休園(1日間)

合 計 352,853人 (1日平均 1,907人)

【イベント・夜間開園等の実施状況】

○熊本城夕涼み開園(夜間開園)

<期 間> 7月22日(木・祝)～8月29日(日)の金・土・日・祝・お盆のみ

<時 間> 9:00～20:00(最終入園19:30)

<内 容>

- ・熊本の暑い夏、市民や観光客が熊本城を快適に楽しんでいただけるよう、また市内への宿泊促進や消費拡大を図ることを目的として、夏休み期間の週末等に暑さの和らぐ夕方以降の熊本城特別公開(開園時間延長)を実施
- ・スタンプラリー(8/1～8/31)の実施【中止】
- ・「熊本城おもてなし武将隊夕涼みツアー」をはじめ、周辺施設等と連携した取組を実施

<入園者実績(7日間)> ※ 実施は7/22～25、7/30～8/1の7日間。8/1を最後に以降は中止。

	【夏休み】夕涼み開園		
	入園者数	9:00～17:00	17:00～20:00
7月小計(6日間)	19,729人	18,061人	1,668人
8月小計(1日間)	1,893人	1,744人	149人
期間合計	21,622人	19,805人	1,817人

○名月観賞の夕べ 【新型コロナの影響により開催中止】

<期 間> 9月17日(金)～18日(土)

<内 容>

- ・旧暦8月15日の「中秋の名月」にあわせ、名月を観賞しながら、熊本城内(屋外)で野点(茶会)や和太鼓・箏(こと)の演奏を実施(新型コロナの影響により中止)

○秋のくまもとお城まつり（城あかり）及び熊本城夜間開園

<期 間> 11月19日（金）～12月5日（日）

<時 間> 9：00～21：00（最終入園 20：30）

<内 容>

- ・秋のくまもとお城まつり

天守閣前広場や二の丸広場等に竹あかりのオブジェを設置、旧細川刑部邸の紅葉ライトアップを実施し、熊本城夜間公開と連携した分散・回遊型のイベントとして開催

- ・熊本城夜間公開

秋の紅葉の時期にあわせ、熊本城（有料エリア）の石垣・紅葉をライトアップし、公開時間を午後9時まで延長して特別見学通路の夜間公開を実施



<入園者実績（17日間）>

	【秋】熊本城特別公開（夜間公開）			旧細川刑部邸紅葉ライトアップ		
	入園者数	9:00~17:00	17:00~21:00	入園者数	9:00~17:00	17:00~21:00
11月小計	46,771人	38,742人	8,029人	23,918人	7,279人	16,639人
12月小計	18,358人	14,039人	4,319人	10,631人	960人	9,671人
期間合計	65,129人	52,781人	12,348人	34,549人	8,239人	26,310人
期間平均	3,831人	3,105人	726人	2,032人	485人	1,548人

○迎春行事

<期 間> 1月1日（元日）

<内 容>

- ・二の丸広場で毎年恒例の「かわらけ（素焼きの盃）」の配布を行ったほか、天守閣前広場にて和太鼓、獅子舞、ひごまる隊、武将隊演武等のステージを実施

○春のくまもとお城まつり及び夜間開園

<期間・内容>

【春のくまもとお城まつり】 3月12日（土）～27日（日）

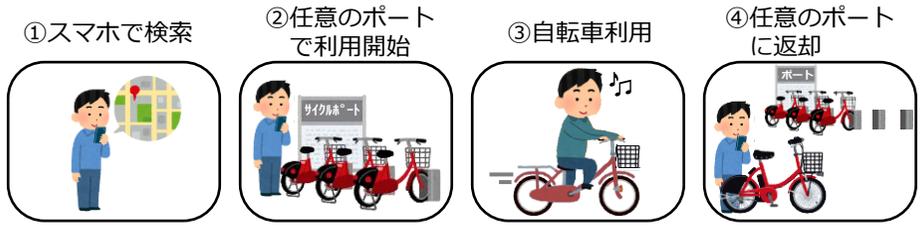
二の丸広場において、古武道演武会の各団体や新能の各流派、太鼓連盟の各団体に加え、全国の武将隊による「武士の魂」、「九州がっ祭」のステージイベント等を実施

【熊本城夜間公開】 3月25（金）～4月3日（日）

桜の開花時期にあわせた熊本城の夜間開園（～20時まで）を実施

① シェアサイクル事業の概要

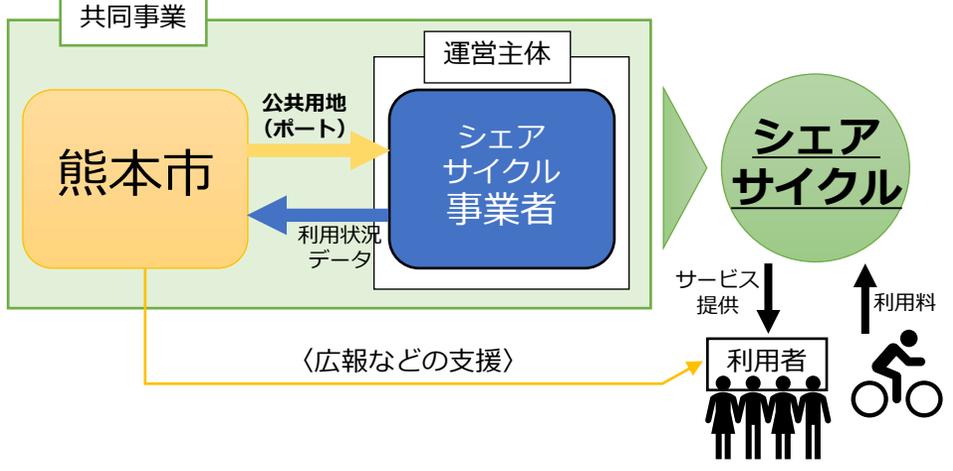
- 1) シェアサイクルとは
- 事業者は、**24時間利用可能**な無人ポート（置き場）に自転車を設置
 - 利用者は、スマートフォンで会員登録後、自転車に直接かざして使用



- 2) 事業の目的
- 中心市街地の回遊性向上
 - 自動車から公共交通への転換、自転車利用の推進

- 3) 実施体制
- 熊本市とシェアサイクル事業者による**共同事業**
 - ポートの設置、管理等、運営は**費用も含め事業者負担**
 - 市は**公共用地（ポート）の提供、広報等**により支援

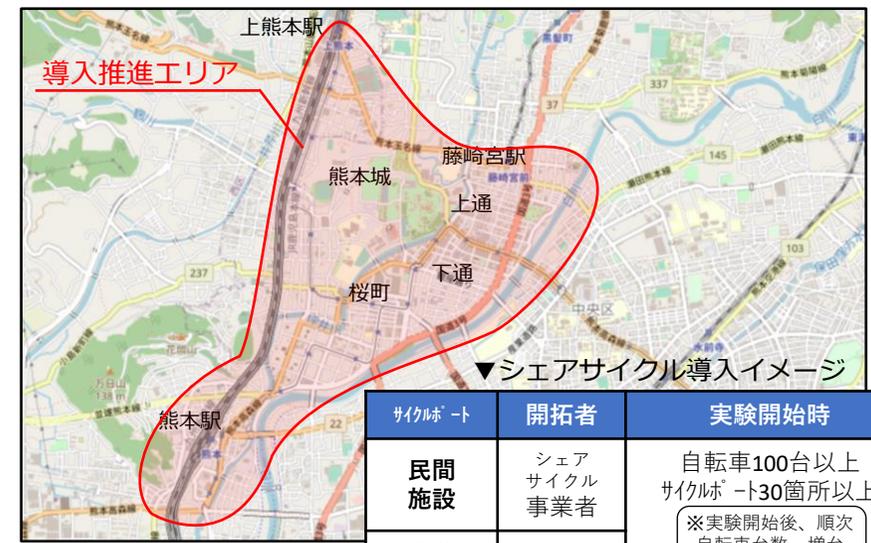
▼実施体制のイメージ



② 導入を推進するエリア

○中心市街地に上熊本駅周辺を加えたエリアにて導入を推進。

▼シェアサイクル導入推進エリア



サイクルポート	開拓者	実験開始時
民間施設	シェアサイクル事業者	自転車100台以上 サイクルポート30箇所以上
公共施設	熊本市	※実験開始後、順次自転車台数 増台 サイクルポート 増設を予定

③ 今後の取組

- 令和4年4月の実証実験開始を目指して事業者公募を実施。
- 実証実験にてシェアサイクル事業の利用状況や事業効果を確認するとともに、**運営上の課題等を把握**。
- 上記事項を踏まえ、**本格運用の是非を判断**。

▼事業スケジュールイメージ



ポートツール詳細

Chari 

ベーシック(シティサイクル)



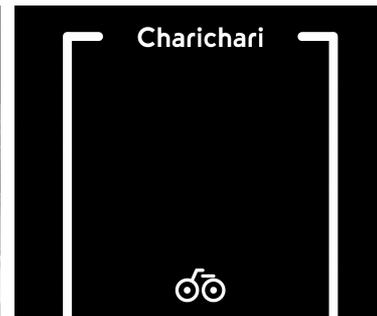
サイズ:全長146cm×幅60cm×重量約22kg



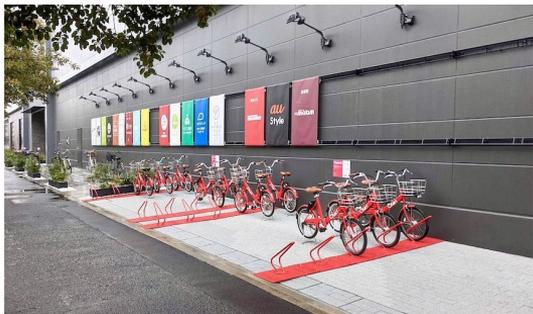
マット



サイズ:奥行60cm×幅60cm×高さ10cm×重量約5kg



ラック



サイズ:奥行40cm×幅60cm×高さ40cm×重量約15kg



立看板



サイズ:奥行38cm×幅26cm×高さ72cm×重量約11kg(重り含)



ポート名	三の丸第1駐車場			住所	熊本市中央区二の丸 3
設置可能数	10ドック	設置物	マット:10	付属物	立看板:1基, バー&コーン:2セット
備考	<input type="checkbox"/> 下記のスペースに 10台設置ほど設置可能そうです。(メジャーでの計測はできておりませんのでざっくりの数字です) <input type="checkbox"/> バー&コーンで区切ることで車の動線を阻害しないようにします				

建物全景



設置候補地



ポート名	三の丸第1駐車場			住所	熊本市中央区二の丸3
設置可能数	10ドック	設置物	マット:10	付属物	立看板:1基、バー&コーン:1セット
備考	<input type="checkbox"/> 下記のスペースに10台設置ほど設置可能そうです。(メジャーでの計測はできておりませんのでざっくりの数字です) <input type="checkbox"/> バー&コーンで区切ることで車の動線を阻害しないようにします				

建物全景

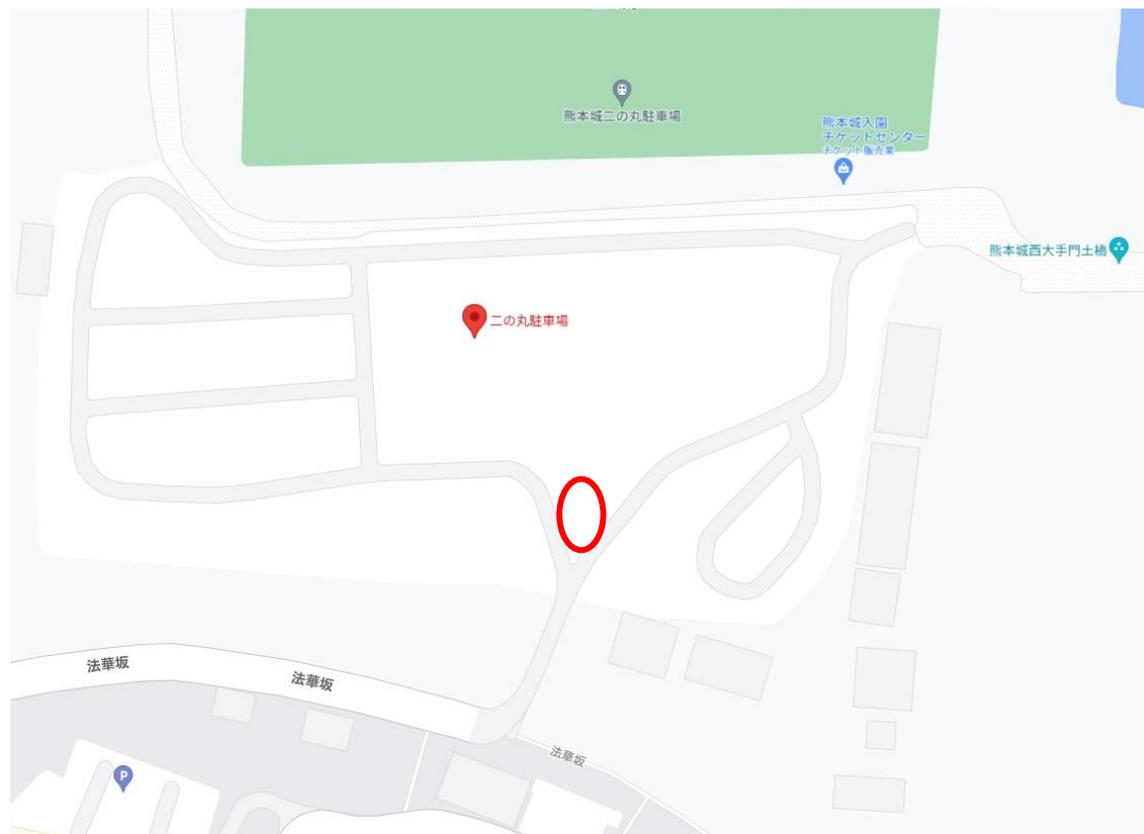


設置候補地

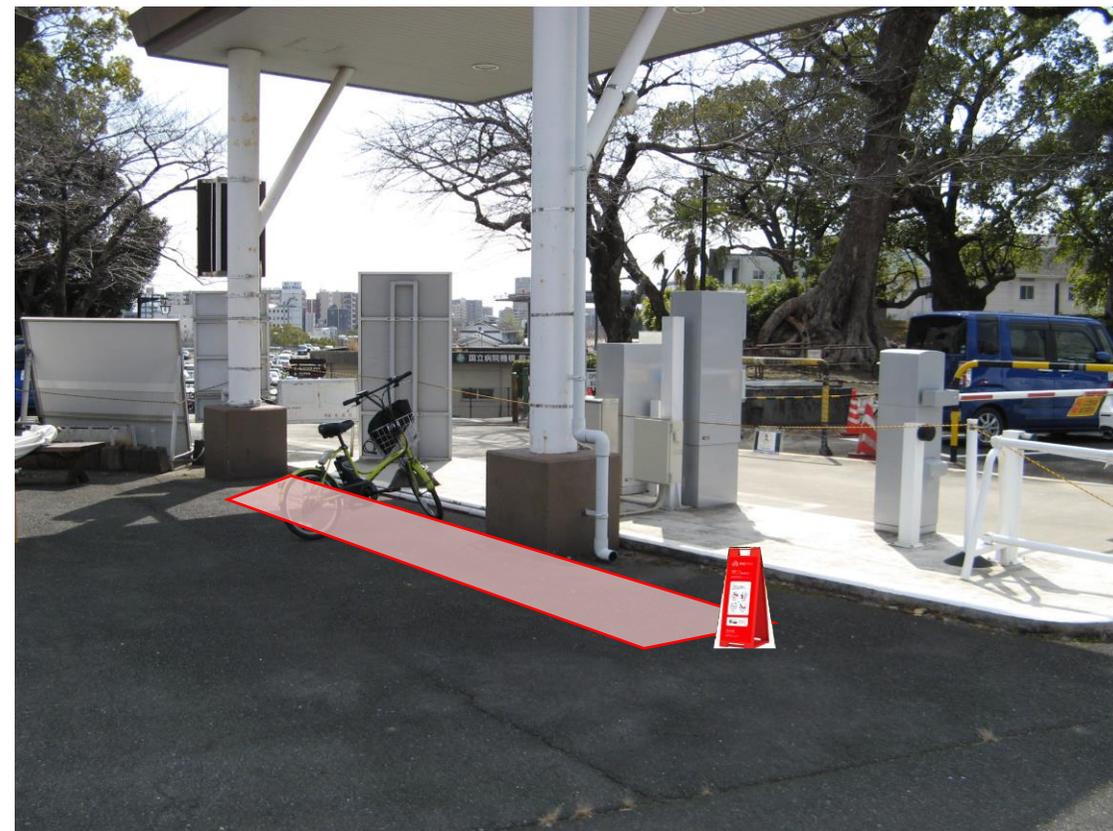


ポート名	二の丸駐車場			住所	熊本県熊本市中心区二の丸2 熊本城二の丸駐車場
設置可能数	8ドック	設置物	マット:8	付属物	立看板:1基
備考					

建物全景



設置候補地

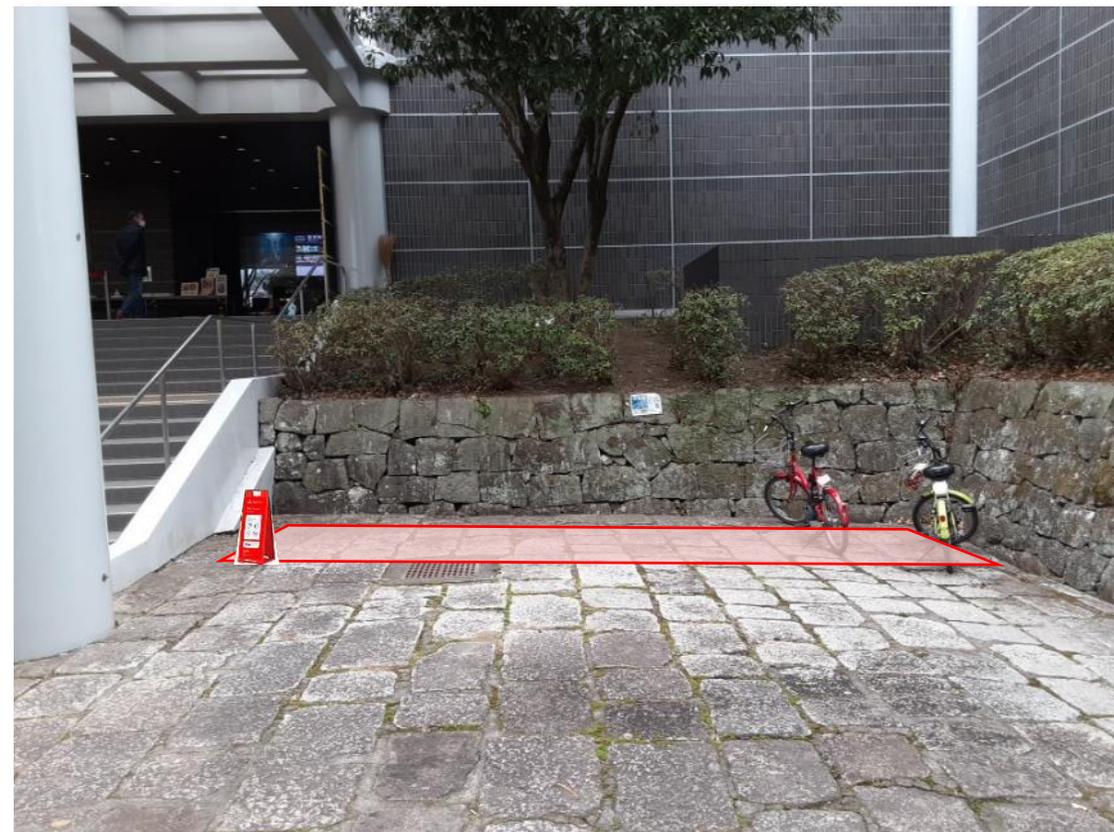


ポート名	熊本博物館			住所	熊本市中央区古京町 3-2
設置可能数	8ドック	設置物	マット:8	付属物	立看板:1基
備考					

建物全景

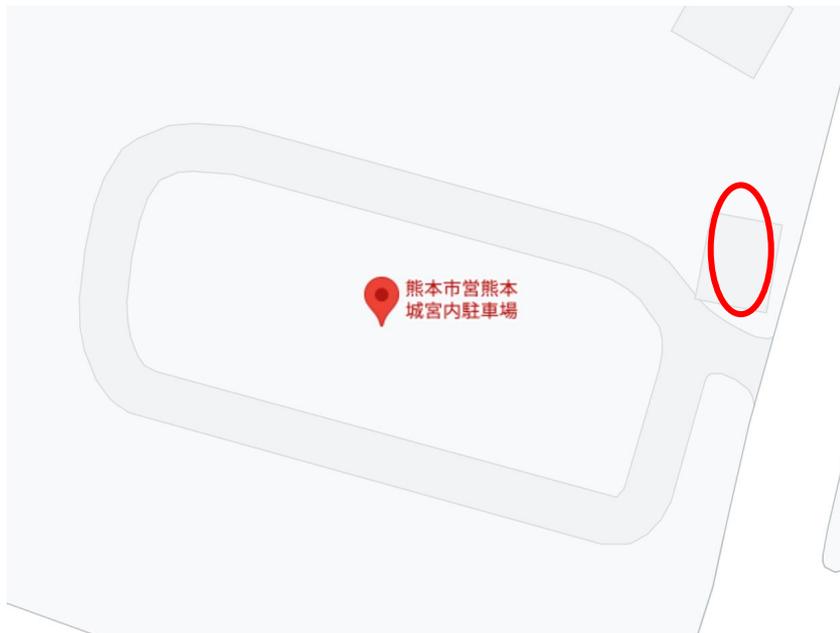


設置候補地



ポート名	宮内駐車場			住所	熊本県熊本市中央区宮内2 -29
設置可能数	10ドック	設置物	マット:10	付属物	立看板:1基, パー&コーン:1セット
備考	<input type="checkbox"/> 下記のスペースで横 5台×縦2列での設置が可能です <input type="checkbox"/> 歩行者動線は 110cm確保が可能そうです。				

建物全景



設置候補地



ポート名	桜の馬場 城彩苑			住所	熊本市中央区二の丸 1番1
設置可能数	13ドック	設置物	ラック(45度):8台	付属物	立看板:1基
備考	<input type="checkbox"/> 下記のスペースに斜め置きで 8台の設置が可能です				

建物全景



設置候補地



ポート名	古城堀端公園			住所	熊本市中央区古城町 5
設置可能数	6ドック	設置物	マット:6枚	付属物	立看板:1基
備考					

建物全景



設置候補地



ポート名	千葉城公園			住所	熊本市中央区千葉城町 2-5
設置可能数	6ドック	設置物	マット:6枚	付属物	立看板:1基
備考					

建物全景



設置候補地



ポート名	高橋公園			住所	熊本市中央区千葉城町 1-3
設置可能数	7ドック	設置物	マット:7枚	付属物	立看板:1基
備考					

建物全景



設置候補地



史跡整備に伴う NHK 跡地の発掘調査について

1. 前回委員会の諮問・報告事項

- ・ 諮問：遺構確認調査に伴うトレンチ配置案 → 承認
- ・ 報告：絵図・古写真等の調査及び既往の発掘調査成果をもとにした千葉城地区の変遷と本質的価値の確認

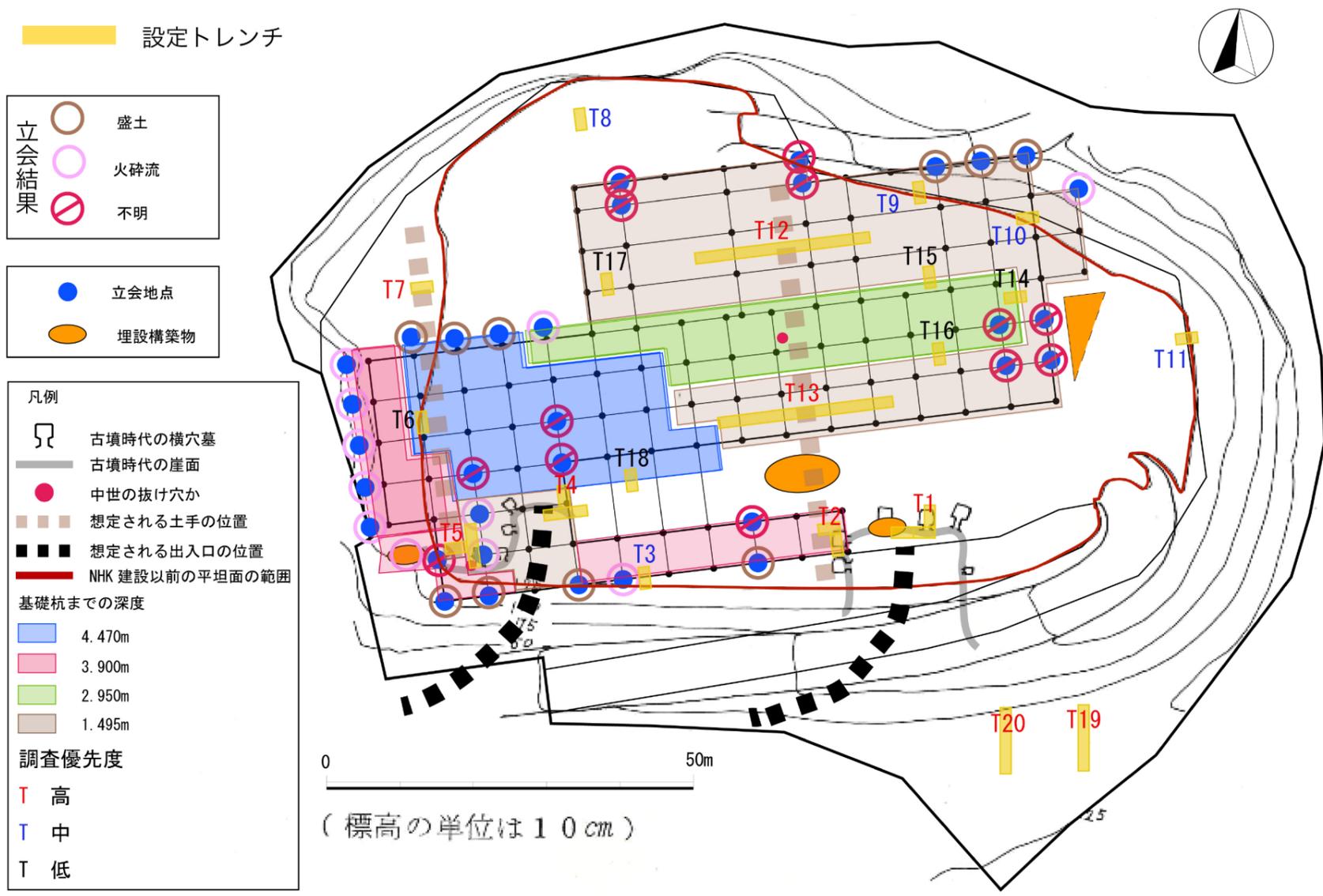
2. 前回委員会後の経過

- ・ 所有権移転： 令和 4 年 1 月 18 日
- ・ 文化財保護委員会への報告： 令和 4 年 1 月 19 日
- ・ 現状変更申請等許可： 令和 4 年 2 月 18 日
- ・ 発掘調査： 令和 4 年 3 月着手、令和 4 年 9 月終了予定

3. 令和 4 年度の予定

- ・ 発掘調査の実施、発掘調査後整理作業
- ・ 現地視察、市民向けの説明会・シンポジウム
- ・ 整備計画案の作成

調査トレンチ配置図



Tr 番号	設定目的
T1	近世遺構面・遺構確認(屋敷への入口、古墳時代の横穴)
T2	屋舗境確認、遺構確認(古墳時代の横穴)
T3	旧地形・屋敷境確認
T4	近世遺構面・遺構確認(屋敷への入口、古墳時代の横穴)
T5	旧地形・屋敷境確認(溝・柵など)
T6	旧地形・屋敷境確認
T7	近世遺構面・遺構確認、屋舗境確認(溝・柵など)
T8	近世遺構面・遺構確認
T9	旧地形・屋敷境確認
T10	旧地形・屋敷境確認
T11	近世遺構面・遺構確認(西南戦争時の塹壕)
T12	近世遺構面・遺構確認、屋舗境確認(土塁幅2~12m)
T13	近世遺構面・遺構確認、屋舗境確認(土塁幅2~12m)
T14	近世遺構面・遺構確認
T15	近世遺構面・遺構確認
T16	近世遺構面・遺構確認
T17	近世遺構面・遺構確認
T18	近世遺構面・遺構確認
T19	近世遺構面・遺構確認(近世~近代の道路)
T20	近世遺構面・遺構確認(近世~近代の道路)

『熊本市北部地区文化財調査報告』1971
「御土居絵図」上林ヨリ藪内橋迄